

靈元院仙洞における歌書の書写活動について

酒井茂幸

On the Transcription Activities of Books on Japanese Poetry in Reigen Imperial Palace

はじめに

- ① 貞享・元禄期における靈元院の公家所蔵の典籍書写
- ② 宝永・正徳期の靈元院の歌書収集
- ③ 享保期の『新類題和歌集』編纂と高松宮本『歌書目録』
- ④ 靈元院の歌書収集と『新類題和歌集』の編集過程
- ⑤ 『新類題和歌集』の成立と靈元院所蔵の歌書の行方
おわりに

【論文要旨】

本稿は、貞享年間から正徳・享保年間に至るまでの、靈元院の禁裏・仙洞における歌書の書写史・蔵書史を、公家の古記録や古歌書目録類に基づき叙述し、靈元院の歌書写の動機や具体相を追究したものである。まず、近時明らかになった貞享二年（一六八五）四月・五月の冷泉家本の大規模な書写活動が特筆される。その後、本来は、東山天皇の禁裏文庫に譲渡されるはずであった靈元院所蔵の歌書は、靈元院仙洞に留まったため、膨大な蔵書量となった。さらに、宝永末年頃から正徳初めに企画された『新類題和歌集』編纂事業は、靈元院の歌書の収集・書写活動を必然的に活発化させた。歌書が貞享二年四月五月から享保末年の『新類題和歌集』成立までに、靈元院が集めた個別の歌書の書写、及び『新類題和歌集』編纂のための抜書や清書本作成に当たった公家衆の廷臣は、和歌の家の冷泉・藤谷・飛鳥井・三条西・中院、及び能書の家の清水谷・持明院が中核であった。それらの家業の公家に加えて、押小路・桑

原・久世・武者小路・烏丸らが「書写御用」のメンバーであった。こうした公家衆により禁裏本・仙洞御所本の書写や『新類題和歌集』編纂のための工房が形成されていたと思量される。すなわち、常連の公家衆が典籍の書写の御用のみならず、『新類題和歌集』の編纂に当たって伺候し、並行して選歌資料を採求していたのである。転写本を作成するため歌書を献上させたり借出させたりする先としては、無論冷泉家が多かったであろうが、時期が下るにつれ、中院家・日野家・烏丸家等が所持する歌書にも関心を寄せ、献上・書写させていたことが当時の公家の記録から窺える。一方、歌書を所持する歌道家の人物は、院の廷臣として他の家業の公家衆とも交じり、歌書や記録といったジャンルを超え、時には他家の歌書の書写に関わっていたのである。

はじめに

国立歴史民俗博物館に所蔵される高松宮家伝来禁裏本〔以下「高松宮本」と略称〕は、有栖川宮家・高松宮家に伝来した古典籍群である。

高松宮本は、有栖川宮家・高松宮家やその系譜に連なる天皇の好尚を反映して、和歌を始め物語・日記・紀行等の国文学関係の和書が多いのが特徴である。殊に、和歌関連資料に関しては、戦後の和歌文学研究の著しい進展により、高松宮本の歌集・歌字書の紹介や翻刻が次々と成され、江戸時代中期の書写と目される歌書の中に、現存の伝本数の少ない貴重な資料が含まれていることが判明している^①。高松宮本には、後西天皇や靈元天皇ら近世初頭の歴代天皇の収集した典籍も多く含まれるため、宮内庁書陵部〔以下「書陵部」と略称〕蔵御所本・伏見宮家旧蔵本や東山御文庫蔵の古典籍・古記録をも合わせたトータルな視点から全体像を把握することにより、江戸時代の禁裏・仙洞・宮家における典籍の書写や蔵書の形成過程が明らかになることが期待される。ただ、従来の和歌文学の調査研究が、個別の作品に基づき行われてきた経緯もあり、これらの歌書群がいつ頃どのような場で書写されたのかは不明な点が多かった。一方、近年、東山御文庫所蔵の史〔資〕料の調査を基礎とした禁裏文庫の考究が進むにつれ、典籍の書写の実態が江戸初期の公家の古記録に具体的な書名を伴い記載されていることが明らかになってきた^②。また、近年、急速に進展した、一七世紀の公家文化の研究によって、天皇家や公家社会の教養圏における和歌の機能や歌学習練の実態が日本近世史の側からも注目されている^③。こうした研究動向の中で、靈元院や伺候の公家衆による歌書の収集や書写の実態を解明することは必須と言えよう。

本稿では、貞享年間から宝永年間末以降の「新類題和歌集」の編纂の

発起・撰集に至る、靈元院の禁裏・仙洞における歌書の書写史・蔵書史を公家の古記録や古歌書目録類に基づき叙述し、靈元院の歌書書写の動機や具体相を明らかにする。

① 貞享・元禄期における靈元院の公家所蔵の典籍書写

万治四年（一六六二）に禁裏御文庫が焼失（これ以前の禁裏文庫の蔵書の内容は大東急記念文庫本『禁裏御蔵書目録』により知られる。後述）、その後禁裏・仙洞では、後西院が禁裏文庫の再興に着手し、その遺志を継いだ靈元院、及び伺候の延臣による収書活動が展開された。靈元院は、寛永頃から享保六年（一七二二）八月二十八日まで冷泉家御文庫を勅封したが、貞享二年（一六八五）四月・五月に靈元院が冷泉家所蔵の歌書を大量に書写していることが、藤本孝一・石田実洋・小倉嘉夫の研究により明らかになった。まず、石田と小倉が指摘した、東京大学史料編纂所蔵『中院通茂日記』（自筆原本、〇六一六）貞享二年四月一六日から五月三〇日条の中で、書目と書写者が明記されている箇所を改めて掲げてみよう。

四月十六日、晴、有召参内、冷泉家哥書召御覧、三百部斗、被仰付書写ニ云々、予周防内侍可書写ニ之由仰也、俊成御筆也、其後退出、参母堂、

十七日、晴、通鑑再見、有触、

御書写物之御用之間、明日辰之刻ニ可有参勤也、

四月十七日

清閑寺大納言殿・園前大納言殿・中院前大納言殿・清水谷中納言殿・清閑寺宰相殿・愛宕前宰相殿・三室戸中務大輔・持明院中将殿・飛鳥井中将殿

十八日、参内、写周防内侍（俊成卿筆）、冷泉家本今夜献上、悉不被_レ写也、

廿二日、^{参内}周防内侍集終、書功、写三万葉拔書（定家筆）、

廿三日、参内、万葉集拔書終、

廿四日、参内、写山家心中集（西行哥也／自筆也）、不違又写書也、

廿五日、参内、山家集終、尚齒會記写_レ之、

廿六日、参内、尚齒會写_レ之、

廿七日、参内、尚齒會終、無外題（哥はた、）校合、隆房集校合了、

尚齒會 （清輔筆也） 云

承安三十九日

次清輔くらゐのきぬあをにひのさしぬきにしたかさねをきたり
おひをさし笏をもちたり、いさ、かみるところあるゆへなり、季
経朝臣くつをとる大貳卿したかさねのしりを三位のとてはしのもと
にいたりてをく四位のしたかさねのしりを三位のとる事はむか
しにもさかす、これよはひをたうとひみちをもくするあまりな
り、見る者めをおとろかしなみたをのこふへし

清輔談云

今日布袴頗有存旨、先々此会皆大納言勧誘之、来客皆下腐也、
下官以卑賤之身誘引月卿、恐戦之故深礼儀也云々

卅日、参内、校合実方集・義孝集（二部／同物也）・左京大夫
集・寂然集・無外題（後鳥羽院崩御悼哥、不知作者／近代風体・
阿仏抄）一冊上、

五月／一日、参東宮、参内、校合源大府卿集・範永朝臣集・
資賢集、

二日、陰、無外題（不知／御右筆）・四条宮下野集（面白集也）、

未終集、退出了、

四日、参内、校合好忠集、其外忘却、

六日、陰、参内、校合時明朝臣集、賀茂女集了、兼澄集等了、
八日、晴、参内、曾禰好忠・江帥集校合了、

九日、晴陰、及晚小雨、入夜甚雨、参内、為家卿統後撰（字不
違）校合（自秋／至恋三三）、時朝集（竹内読合）・殷富門院大輔集（読
合武者小路）事了、此間不審之条々、有付紙之分吟味、其後出
御々覽一々決定、入夜退出、明日東宮行啓（御移／徙之／後初
而／行啓）、依之校合御延引之由也、

十一日、陰、自昼雨、雷鳴、参内、校合之本不審之所、与庭田
黄門吟味了、

十三日、陰晴、自亥刻許雨、今日参内、与庭田味了、其後統
後撰（為家卿自筆／雅直朝臣写之）校合了

十五日、今日参内、出羽弁集残校合了、召兵部卿宮、御参、書
損被改之、

十八日、晴、参内、大嘗会和哥（勅筆）、今日校合了、

廿六日、雨天、参内、今日校合悉相済了、

卅日、輪門退出之後、清水・醍醐・同予曝二疋・金三步拝領、今
度書写也、書、其外奉行、公卿、金各有差別、

まず、記事の細部について書陵部蔵『基量卿記』（自筆原本、柳一五八）
に依拠しつつ補足を加えると、四月一六日条に「冷泉家哥書召御覽三百
部斗」とあるのは、『基量卿記』四月一五日条に、

四月十五日、後西院御石塔供養也、（中略）

一、從冷家文庫書籍三百廿冊余（定家・為家・為相卿・俊成・行
成卿・寂蓮・西行等筆也）為書写被召、自明日諸家中可被

触由也、

と見えるように、「三百部斗」は厳密には「三百廿冊余」であり、また、五月三〇日までの一連の書写事業は、同年二月二日に崩御した後西天皇の石塔供養の日に開始されたことが知られる。また、五月三〇日の校合終了の記事については、同じく『基量脚記』五月三〇日条に、

一、入夜、今度書写輩へ賜金子・晒布、

一、書写校合参勤之輩五百疋、一、書写之中、園・清閑寺・

西院(通夜)・中院等老人之間、晒二疋・三百疋給之、

一、奉行中、松木・中山・押小路等晒二疋・三百疋、清岡・勘解由小

路・白川等五百疋、

一、書写分在、校合分一方二伺公之輩ハ三百疋宛給之、相役中伝
給了、愛宕・予等書写参勤之間、給三百疋了、

とあり、書写の御用の褒美として下賜された品物がより詳しく記される。さらに、『中院通茂日記』貞享二年（一六八五）四月一七日条に所引の「触（触状）」の署名に存する人物等と合わせ、書写事業に加わった人名が知られる。今これを整理すると、清閑寺熙房・園基福・中院通茂・清水谷実業・清閑寺熙定・愛宕通福・三室戸誠光・持明院基輔・飛鳥井雅豊・醍醐冬基・松木宗頭・中山篤親・押小路公起・清岡長時・勘解小路韶光・白川喬高である。歌道家の飛鳥井・中院、及び能書の清水谷・持明院を中核に、広い家業の廷臣が動員された様相が窺える。

次に、書名の明確な記載の存する書目について、外題や冷泉家本との関係を手掛かりに御所本等との同定を行い（書名が合致する場合は外題省略）、次掲【表一】にまとめる。

「大嘗会和歌（勅筆）」（靈元院宸筆「大嘗会和歌」と想定される）は、現

在、書陵部御所本・国立歴史民俗博物館蔵高松宮本・東山御文庫蔵本に所蔵が確認できない。先掲の歌書は、貞享二年四月一六日から五月三〇日の間に書写校合されたことが判明する。一方、親本の冷泉家本は現在冷泉家時雨亭文庫に所蔵されていると想定され、実際に「範永朝臣集Ⅱ」「山家心中集」⁽¹⁰⁾以外には伝存が確認できる。また、前述のように、この際に書写された歌書は、「三百廿冊余」に上るから、従来、書陵部御所本の江戸前期写と目される伝本のみが知られていて、その後冷泉家時雨亭文庫に伝存が確認・公表された歌書の内、私家集に限れば、『従二位顕氏集』『中書王御詠』等も同時期に書写された可能性がある。というのも、前掲の『中院通茂日記』貞享二年四月・五月条に所載の書目を、原本に当たったところ、装訂・寸法・表紙の色や模様・本文の紙質といった書誌的事項が共通するのである。また、今後御所本全般の書誌調査を続行することにより、貞享二年頃に書写された歌書の類型を抽出し、同時期の書写本を特定し得よう。なお、「資賢集」・「源大府卿集」・「兼澄集」は、万治四年（一六六一）の内裏火災の前の禁裏の蔵書内容を伝える大東急記念文庫本『禁裡御蔵書目録』⁽¹¹⁾に見え、貞享二年四月一六日から五月末にかけて冷泉家本により補充されたのである。

この貞享二年四月・五月の、靈元院発起による冷泉家の歌書の書写活動は、冷泉家本の二条良基編『日記』の書写とも連動する一大事業であったようである。そして、冷泉家蔵の歌書の書写は、その後少なくとも、貞享二年の一〇月中旬にも行われたことは、夙に紹介のある、群書類従（巻第二五七）本『惟宗広言集』の奥書、

広言家集。以阿仏真蹟。不違一字書写。遂再校畢。

貞享二年初冬中瀬

前内大臣経光

右惟宗広言家集以無類本不能校合矣

により明らかである。書写者の経光は、後述するように、同時期の二条良基『日次記』の書写に関わった大炊御門経光である。

貞享二年正月二六日に靈元天皇は、將軍徳川綱吉から「先年二条家文庫記録被写取分」を献上され、一〇月下旬までには禁裏においてこの綱吉献上本「日次記」の書写が廷臣により行われた。その交名も『兼輝公記』同年一二月二七日条により知られる。それを掲げて見よう。

自今日於禁裏、当春將軍家被_レ献_二御記、被_レ遂_二書写校合、公卿雲客各毎日参集勤之云々、其交名、内府、前内大臣・今出川前内府、(大炊御門経光)権大納言、(清原経房)右大将、(近衛家隆)東宮大夫・今出川大納言・園前大納言・勤修寺前大納言、(基徳)高辻前大納言・東園中納言、(藤原経徳)新源中納言、(中山實朝)宰相中将、(清原経定)左大弁宰相・大藏卿・押小路三位・誠光朝臣、(三善)共方朝臣、(藤原中略)韶光朝臣

表1 『中院通茂日記』貞享二年四月・五月条所載書写典籍一覽

記載書名	書名(外題)	書院部等函架番号	冷泉家時雨亭叢書等の巻次と出版(予定)年
周防内侍集	書名散佚によりなし	(勅封二一三三四一四一三)	平安私家集 一 第一四卷 (平五)
万葉(集)抜書	『歌合』	(日六〇一三三七八 一四五〇)	詞林采葉抄 万葉抜書 第七八卷 (平一七) 予定
山家心中集	同	(五〇一三三九)	宮本長則氏蔵(複製)日本古典文学館に影印と解題あり(昭四八)
尚歯会	『白河尚歯会和歌』	(五〇一七八二)	和漢朗詠集 和漢兼作集 尚歯会和歌 第四六卷 (平一七) 予定
隆房集	同	(五〇一三三四)	中世私家集 二 第二六卷 (平八)
実方集	同	(五〇一六〇九)	平安私家集 七 第二〇卷 (平一一)
義孝集(Ⅰ)	同	(五〇一五七七)	承空本私家集 上 第六九卷 (平一四)
義孝集(Ⅱ)	同	(五〇一三七三)	平安私家集 二 第三卷 (平六)
左京大夫集	同	(五〇一三三二)	平安私家集 五 第一四卷 (平九)
寂然集	『寂然法師集』	(五〇一三三三)	中世私家集 二 第二六卷 (平八)
源大府卿集	『行宗集』	(二五〇一五四四)	平安私家集 十 第三卷 (平一七) 予定
範水朝臣集(Ⅰ)	同	(五〇一三八五)	承空本私家集 中 第七〇卷 (平一七) 予定
範水朝臣集(Ⅱ)	同	(五〇一三〇五)	未刊・予定等未詳
資賢集	『入道大納言資賢集』	(五〇一三二一)	中世私家集 二 第二六卷 (平八)
四条宮下野集	同	(五〇一三五四)	平安私家集 六 第一九卷 (平五)
曾禰好忠集	同	(五〇一三三五)	資経本私家集 三 第六九卷 (平一四)
時明朝臣集	同	(一五〇一六九九)	承空本私家集 中 第七〇卷 (平一八) 予定
兼澄集	同	(五〇一三四八)	平安私家集 四 第一七卷 (平八)
賀茂女集	同	(五〇一三七三)	平安私家集 五 第一八卷 (平九)
統後撰集	同	(四〇五八八)	統後撰和歌集 為家歌学 第六卷 (平六)
江帥集	同	(五〇一三五三)	平安私家集 五 第一八卷 (平九)
時朝集	I 『前長門守時朝入田舎打聞集』 II 『勅撰並都鄙打聞入前司時朝哥』	(五〇一三二二) (五〇一三六七)	中世私家集 三 第二六卷 (平八)
同	同	(五〇一三三七)	中世私家集 二 第二六卷 (平八)
股富門院大輔集	同	(五〇一三三八)	平安私家集 二 第二〇卷 (平一一)
出羽弁集	同	／	／
大嘗会和歌	未詳(9)	／	／

これによると、將軍綱吉から献上された二条良基『日次記』の書写校合に参集した人名は、花山院定誠・大炊御門経光・今出川公規・清閑寺熙房・三条実通・近衛家熙・今出川伊季・勤修寺経慶・高辻豊長・東園基量・庭田重條・中院通茂・中山篤親・清閑寺熙定・伏原宣幸・押小路公起・三室戸誠光・梅小路共方・勘解小路韶光であった。前掲の貞享二年四月・五月の冷泉家蔵の歌書の書写者と比較すると、一人中七人(通茂・熙定・誠光・篤親・公起・韶光)が一致するが、靈元天皇監督下の古記録の書写は、こうした常連と目される公家衆を含み込みつつも、若干異なつた顔触れにより行われたことが留意される。

靈元天皇は貞享四年(一六八七)に東山天皇に譲位する。この間の靈元院から東山天皇への蔵書の移行の様子は、後述するように、『光栄御記』に見え、古記録に限られていたと推定される。東山天皇の皇居が土御門里内にあり、靈元院は退位後東山天皇と暫く「同座」して「仮仙居」とし、新院の靈元院はその後、土御門里内の北殿に仙洞御所を構えた(『統史愚抄』六四冒頭)事情もあるかもしれない。

以後、貞享年間の冷泉家本歌書の書写に関する記録は、従来指摘されるように、『基量卿記』貞享五年三月一六日条に、

内々被_レ借召_二冷泉家文庫哥書書写之義、禁中番衆へ被_レ仰付_一之間、其義分配之義、旁議奏中へ被_レ仰付_一、

と、靈元院より禁裏小番の相番衆に仰せ付けられた記事が見えるのみであり、冷泉家本は、一時返却されたとしても、最終的には、貞享五年の早い内に宮中から冷泉家御文庫に返納されたと思われる。

元禄年間には、まず、禁裏における書写事蹟が比較的豊富に記され、かつ年次に欠巻のない『基量卿記』を基準とすると、元禄七年(一六九四)七月二〇日条に、

廿日、晴自_二仙洞御写物被_レ仰付_一、書付進上了、御神楽次第也
(定家卿自筆也)、

と見えるのみである。残念ながら、『中院通茂日記』の同年条は、自筆本のみならず転写本を含めても脱落が多いが、『中院通茂日記』の元禄七年の二月一五日条には、

十五日、晴陰、刑部卿(竹内/三位)入来、仙洞仰今度廿一代集被_レ仰出_一也、古今集可書進之歟之由也、仰畏奉了、雖_レ然病後執筆別而難義、古今被_レ仰下_一候条別而雖_レ畏入、雖_レ申_二領状三四年_一、御前新古今一部書_一写之、若於_二御用_一可_レ献_二之由申_一之、則令_レ見_一之、持_二参_一之、可_レ申_二其旨_一之由也、入_レ夜又入来、新古今入令_レ参候処、別而御機嫌也、不_レ依_二所用_一難_レ可_レ書_一写之、御覧之、雖_レ被_レ返遣_二之間_一被_レ留置_二了、以_二此本_一余集可_レ被_レ調之由仰別而御機嫌之由被_レ申了、畏入候由被_レ申上_二了、

と、中院家を含む公家衆に二十一代集の献上・書写を命じ、中院通茂には古今集の献上を仰せ付けたこと、また、通茂が自家所持の『新古今集』を観覧に供したことが知られる。この直後、靈元院は『古今集』の校合・献上を通茂に依頼したが、それは、同二九日条に、

(前略)賜_二古今御本_一、所持本與書見合可_レ献上_二之由_一 仰也、

とあり、次の日の三月一日条には、

卅日晴 今日古今 相府筆本、先考御書写本(為定筆本之写/此本先年加賀黄門所持、被_レ預_二後水尾院_一、承応禁中回禄之時/焼失

了〕兩本見合、相違之所々書付進上候、

とある。また、同年三月九日条には、

九日、竹内三位入来、仙洞先年取借遣之詠百未抄〔作者不記〕・
雨申吟未記本一冊抄〔後陽成院口伝〕返賜候、

と見える。なお、「詠百未抄」「後陽成院口伝」は、東山御文庫蔵「仙洞御歌書目録」(勅封六九一五六一一)に見え、靈元院仙洞の歌書目録であることが判明し、同目録の成立年次の目安も得られる。

このように、元禄年間には、前掲の貞享二年(二六八五)四月・五月のような大規模な歌書書写の記事は管見に入らず、中院家のような堂上歌道家から個別に歌書を献上させることにより、仙洞御所の御文庫の充実を図っていたのである。

②宝永・正徳期の靈元院の歌書収集

靈元院の歌書収集と書写は、宝永年間に入っても続くが、その実態は書陵部蔵『日野輝光卿記』(自筆原本、日一四二)により知られる。『日野輝光卿記』には、当時の禁裏・仙洞・公家との間の典籍を含む物品の貸借の記録が克明に記されており、日野家と内裏・仙洞・宮家及び他の堂上公家との書物の交流も如実に把握できる。靈元院の仙洞御所への歌書の献上・書写に関わる記載に限り年次順に掲げてみよう。

自仙洞三部抄一六日迄二書写可献上候由也、奉行石野・冷泉・
六角中将也、(宝永三年一七〇六)三月一日条
仙洞被遊候百人一首抄聞書等書集候也、(同年一〇月二五日条)

仙洞ヨリ新撰和歌集有候哉否、書本所持候ハ、可上之由、久世三位奉来候、新度へ申来聞、(宝永六年一七〇九)一〇月三日条

飛鳥井中納言ヨリ拾遺抄 仙洞御用、先年借候様ニ覚申候由取来候、急遣候、(同年一〇月一日条)

自御所拾遺愚草可進由也、四冊進候、柳原より申来候、(正徳四年一七一四)七月六日条

法皇御所ヨリ詠哥大概・百人一首・雨中吟未来記、已上三部抄全部書写事、被仰下候、御料紙来、并御色紙三枚、奉行久世三位・冷泉三位・清水谷中将・風早中将之由、(同年九月二七日条)

法皇御所ヨリ詠哥大概一部七日迄二書付献申由、奉行如例(五枚詰二八枚/詰余分二枚)、(正徳五年一七一五)三月二日条

法皇御所へ詠哥大概書付献上候、押小路三品請取候、可被披露之由、(同年三月四日)

法皇御所ヨリ
太神宮御法楽千首此度新写被仰付候二付、写本御用之間、御所持之本御献上可有云々、恐々謹言、
八月二日

日野中納言殿 法皇御所ヨリ
享写本一冊献上了、返状三人連状遣了
太神宮法楽自春至秋部五百首書写可被献上候、被上置候本、則進入候、不宜処ハ相改候、此本ニテ書写可有候ハ、委細堺に書付置候、恐惶謹言
八月四日 (以下、奉行ノ交名ハ、八月二日条ニ清水谷雅季ガ加ワル以外同様ニテ略)

外二鳥子統紙巻物一卷堺そへ来候上ニ、御奉行之間、其心得ニテ書

写可^レ申由委細畏人之由、御返上申入候 (同年八月四日条)

これらの記録により、当時靈元院が「三部抄」「百人一首抄聞書」「新撰和歌集」「拾遺抄」「拾遺愚草(四冊)」「大神宮御法楽千首」などの歌書の所蔵を望み、収蔵していったことが知られる。また、院の命を受け輝光との間を取り次ぐ「奉行」は、上冷泉為久・飛鳥井雅香・清水谷雅季・押小路実岑・風早公長・久世通夏が常連であった。こうした仙洞への歌書の献上は、宝永六年(一七〇九)以降、特に正徳四年(一七一四)頃から盛んになっている。宝永末頃、靈元院は、後水尾院編『類題和歌集』に倣い、同集にもれた歌題や和歌を拾遺した類題和歌集の編纂を企図した。現在、五〇本強の伝本が諸所に蔵される『新類題和歌集』である。こうした企画が、仙洞に不足している歌集や詠草類の補充の機運を促したことは想像に難くない。『新類題和歌集』の成立過程は、先学が指摘するように、烏丸光栄の同集の跋文に詳しく、まずこれを掲げる(国立歴史民俗博物館蔵高松宮本(日一六〇〇一〇一六)に拠る)。

這類聚は類題和歌集にもれたる題、歌、又は題のみありて歌なきを、宝永の末、正徳のはじめ、靈元院御みづから勘あはされて、先夏部三百首ばかり御抜書ありしを、中院前内府、武者小路前大納言などに見せさせられて、連々勘出さるべきよし定られし後、公福卿、公野卿、光栄、其外院中伺候公卿雲客、此道によれる輩、御人数として日々此部類の御沙汰としをかさぬ。一首一首叡覧のうへ定らるゝ題に出さる題も、歌すくなきは入らる。六首あるよりは入られず。これに近代の歌なきは近代歌を入らる。このたびの類聚も、題ばかりあるは歌しからずして入られねども、題の出たるゆへに題ばかりを入れられたるなり。享保十六年やうやう終功ありて、同十七年清書の案さだめられるべきよし定られし春の末より御くすりのことに

て、八月に御事あり。伊勢のあまの舟流したる年もくれて、同十八年春中務卿宮にて、中院前大納言などに迎合されて此草案どもの宮へわたされけるを、かねてもくはしくうけたまはりたる輩に清書すべきよしを定めらる。為久卿、通夏卿、為信卿、実岑卿、公野卿、光栄六人也。各清書せられしを、宮より内裏えまいらせられぬ。はたとせあまり此事をうけたまはり、此度も清書せしともがらなればと、宮あはれびおぼせられて、をのをのうつしをはりぬ。末代覚悟のため此趣を書しるす。永孫まことにつ、しみあふぎてみだりに外見すべかざるものなり。

これによると、『新類題和歌集』は、宝永末年から正徳初めにかけて靈元院自身が考案してまず夏部三百首ほどを諸歌集から抜書し、それを中院通茂や武者小路実陰らに見せ、引き続き検討して抜書するよう定めた。三条西公福や武者小路公野、烏丸光栄その他院に伺候する公卿や殿上人で、歌道に携わる人々が日々、歌題の選定とそれに相当する和歌の諸歌集からの抜書を行った。一首一首叡覧の上で決めた題でも和歌が少ない題は入れるようにした。そうした歌題の選定と和歌の抜書の作業は享保一六年(一七三二)に終えたが、清書の段になって靈元院が同年八月に崩御、その後継を有栖川宮職仁親王が行い、上冷泉為久、久世通夏、藤谷為信、押小路実岑、武者小路公野、烏丸光栄の六人が清書して職仁親王を介して内裏に献上された、とある。光栄跋は、『新類題和歌集』編纂の発起から成立に至る経過について、簡にして要を得た記述を行っているが、実はこの具体的状況は、国立歴史民俗博物館蔵高松宮本に含まれる撰集資料や『光栄脚記』等の日記によりかなり明瞭になる。次節では、前掲『新類題和歌集』光栄跋の記載を基盤として、同集の編纂に関する史(資)料を紹介・解説しつつ、享保期の靈元院とその周辺の歌書の書写活動を見ていこう。

③ 享保期の『新類題和歌集』編纂と高松宮本『歌書目録』

まず、『新類題和歌集』の編纂過程における、諸歌集からの和歌の抜書作業の点検帳簿が存し、それは、日下幸男により紹介された高松宮本¹⁶⁾『和歌題類聚 四季・恋・雑』八冊（H一六〇〇—一三三—五—四二）・②高松宮本『和歌題集』一四冊（H一六〇〇—一九三—ミ—三）・高松宮本『和歌類題』一冊（H一六〇〇—九八六—サ一六）の三種である。

記載内容のみを略掲すると、①『和歌題類聚 四季・恋・雑』は第一冊「春」（外題、以下同様）・第二冊「春中下」・第三冊「夏部」・第五冊「冬部」の四冊は、例えば、第一冊巻頭「歳内立春」題の本文に、

一 歳内立春 類四 柏一 為上 現三花下 一 紅一
沙上 二 / 沙下 一

とあるように、歌題の下部（右傍に及ぶケースもある）に朱書で歌集の略称と歌数を記すのみである（第三冊「夏部」と第五冊「冬部」は、前半に、歌題の右傍に通し番号を付しただけの箇所を含む）。一方、第四冊「夏部」（外題、以下同様）、第六冊（外題「冬上」）、第七冊（外題「冬下」）の三冊は、例えば、第四冊巻頭「首夏藤」で示すと、

五首夏藤 雪 / 夏にそもしりて 後柏 / 独さく 政 / 春の花の 卑 / 咲
藤の 法印 / きしに又 亜塊集 / 夏のうちに 柏 / 浪の上の

のように、歌題の下に初句を摘記し、右肩に朱の合点と出典の歌集名を記し、和歌本文の引用に及ぶ。第八冊（外題「追加〈四季／恋雑〉」）は、

春
早春風 / 点一
立春朝 / 親一 / 天のはら

とあり、第一冊「春」以下四冊の段階に、第六冊「冬部」以下三冊に見える初句の摘記が付け加えられた内容である。出典の歌書からの抜書を大方終えた後に、新たに歌書を書写し得るなどの事情で「追加」として草卒に抜書作業を行った痕跡を示しているよう。なお、全ての冊に細字で記される歌集の略称については後述する。

②『和歌題集』は、全一四冊の内、第一冊「春上」（外題、以下同様）、第二冊「春中下」、第四冊「秋上」、第五冊「秋上」、第七冊「恋上」、第九冊「恋下」、第一一冊「雑上」、第一三冊「雑下」は、①『和歌題類聚 四季・恋・雑』第七冊「夏部」等と同様に、歌題の下に初句を摘記する。それ以外の冊は、例えば、第五冊の冒頭に、

一 立春 雪一 聴一 言一

とあるように、歌題と歌集の略号を墨書する。②『和歌題集』は、装訂や表紙の色は全冊同様であるが、前掲の第一冊・第二冊・第四冊・第五冊・第七冊・第九冊・第一一冊・第一三冊は、本文内容が、①『和歌題類聚 四季・恋・雑』の第四冊・第七冊・第八冊と相互補完する関係にあり、少なくとも同時期の作業の段階を示す資料であろう。なお、③『歌題類聚』一冊は、冒頭を例示すると、

歳内立春 / 柏一 花下 一 / 紅一 沙上 一

のように簡略な一方、①『和歌題類聚 四季・恋・雑』に記載の書目略号の一部と重複するから、①『和歌題類聚 四季・恋・雑』の前段階の作業状況を記した資料と思われる。

この三書に前掲光栄跋の「このたびの類聚も、題ばかりあるは歌しからずして入れねども、題の出たるゆへに題ばかりを入れられたるなり」の件りをも勘案すると、『新類題和歌集』の編纂は、「新たな類題集に立項する歌題の選定→Ⅱそれぞれの歌題についての歌集に合致した詠があるかを摘記→Ⅲ実際の和歌を歌集ごと選定して初句や二句のみを記載、の過程で継続的に行われたことが知られる。その作業を出典の歌集・詠草や歌題集成書の側から点検した帳簿が高松宮本『歌書目録／年号月日』（外題（以下『歌書目録』と略称）、日一六〇〇—九九〇—ウ八六）である（表紙の影印は【図1】に掲載）。未紹介の資料である上、書中に年次が明記される享保三年（二七二八）・同四年頃の仙洞における歌書の収蔵状況を窺知できる貴重な資料であるため、やや子細に考究する。まず書誌を掲げる。

縦二七・二×横一八・九糎。紙縫による仮綴の一冊本。鳥の子の灰白色無地の表紙左上に直書（墨筆）で外題「歌書目録／年号月日」。見返しに記載等なし。内題なし。本文料紙は楮紙。墨付二四丁。遊紙なし。一面一九行×二〇行書。奥書・識語等なし。印記なし。享保五年（一七二〇）の書写か。

本文は、まず冒頭部により本書の構成を掲出すると（影印は【図2】に掲載）、

柏 ^(朱) 柏玉集	春部	秋部	恋部	雑部
八月十三日	享保三年三月八日	享保三年五月廿三日		
十月三日	九月四日			
九月 ^(朱) 日				
柏 ^(朱) 同	八月十六日	二月十一日	享保四年四月二日	享保四年八月廿七日
十月四日	九月十二日	享保四年四月十日	同年十月十八日	十九日

のように、朱書による書目の略称及び書目が続き、「春部」「秋部」「恋部」「雑部」の四項に（年）月日が二字分かち書きの細字で記される。「柏玉集」以下の書目は、同一歌書を表す「同」を除くと、三四二種である。

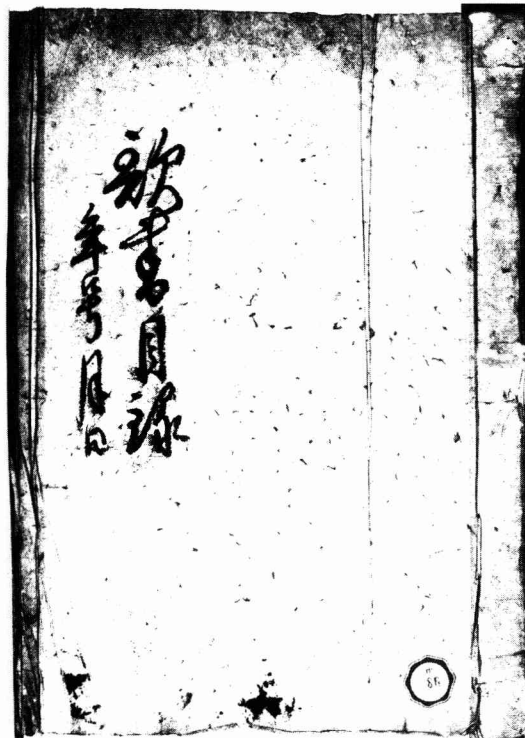


図1 高松宮本『歌集目録』表紙

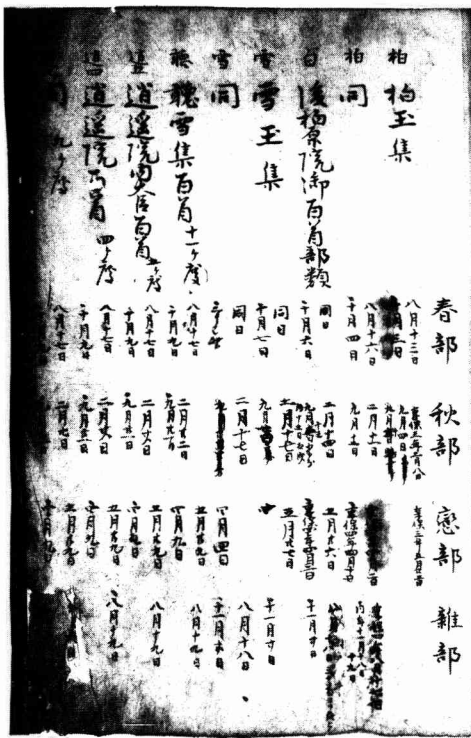


図2 高松宮本『歌集目録』1丁表

前述したとおり、高松宮本『歌書目録』は、実質は『新類題和歌集』編纂のための歌集抜書作業の点検帳簿であり、『新類題和歌集』の編纂過程を明らかにする上で貴重である。さらに、歌書名が明確に記載されていて、靈元院仙洞における享保三年から享保四年頃の歌書の蔵書状況¹⁶⁾を伝えるから、所収書目を現存伝本と同定し、かつ元禄末頃成立とされる東山御文庫本『歌書目録』(勅封一〇二―三―三八)と比較検討することにより、個別の歌書の書写年次を確定することも可能である。すなわち、東山御文庫本『歌書目録』に見え、高松宮本『歌書目録』に見える書は、元禄末頃までに書写されたことになるが、逆に、東山御文庫本『歌書目録』に見えず、高松宮本『歌書目録』に見える書は、正徳・宝永年間から享保四年頃までに書写されたことになるのである(なお、高松宮本『歌書目録』記載の(年)月日の最終は、「享保五年(一七二〇)四月三日である。そうした所収書目以下のデータを一覧にまとめたのが、巻末に付載した「表2」である。

一部に書名が抽象的なため同定が困難な書目があり、また、散佚書は、私撰集では「石間集」、私家集では「侍従大納言集」「宗尊親王御詠」、歌題集成書では「和歌明題抄」「神中明題抄」が存する。だが、殆どの書目は国立歴史民俗博物館蔵高松宮本と書陵部御所本とに伝存が確認できる。いずれかに孤本として伝存する事例も少なくなく(「表2」では「高松宮」「書陵部」項に「○」で表示)、靈元院所蔵の歌書が有栖川宮職仁親王に遺物分配された様相が¹⁷⁾つぶさに窺える。また、両所に伝存が確認できるのは(「表2」では同項に「●」で表示)、多くの場合、靈元院が作成していた副本の一本が有栖川宮家の所蔵に帰したのであろう。従来、原本の装訂・書風・紙質などから、国立歴史民俗博物館蔵高松宮本と書陵部御所本との類似性が指摘されてきたが、元来は靈元院の禁裏・仙洞において書写された典籍であることは、高松宮本『歌書目録』所載の書目

との同定作業からなお一層明確となり、さらに靈元院没後に職仁親王へ遺物として拝領・分配された書も特定できるのである。また、従来は書陵部御所本のみ伝存が知られていたのに対して、冷泉家時雨亭文庫本の公開により、その転写本であることが明らかになった家集の書名も見え(「表2」では「備考②」項に(冷泉家)と明記)、その中には、前掲『中院通茂日記』貞享二年(一六八五)四月一六日から五月二六日条に書名が見える「範永朝臣集」(「表2」通し番号五一、高松宮本『歌書目録』では「範永集」と記載)、「源大府卿集」(同通し番号七〇、同『歌書目録』では「源大府卿集 行宗卿」と記載)、「左京大夫集」(同通し番号七九)、「時朝集」(同通し番号二二六、同『歌書目録』では「前長門守時朝入道田舎打聞集」と記載)も存し、貞享頃までに書写された歌集も含まれているよう。一方、前掲『日野輝光脚記』に記される、日野輝光が靈元院の仙洞御所に献上した「拾遺愚草」(四冊)〔拾遺愚草員外〕も含む書陵部御所本(二五一―四二〇)と同定される¹⁸⁾は、高松宮本『歌書目録』所載の書目に該当するが、所収書目に記される年次から、元禄末頃の成立とされる東山御文庫本『歌書目録』(勅封一〇二―三―三八)に記載がないのは、元禄以後の正徳四年(一七一四)に仙洞御所で書写された歌書であるから、当然である。なお、高松宮本『歌書目録』記載の私家集や詠草の本文に当たると、藍色の菱形の不審紙が歌頭に付されているが、この不審紙が存する詠は、管見の限りでは全て『新類題和歌集』に入集している上、同様な不審紙は高松宮本『歌書目録』にも一部見えるから(「図3」に該当箇所の影印掲載)、歌題に適った詠を抜書する際に付したものと考えられる。

高松宮本『歌書目録』の明確な年次記載は、享保三年(一七一八)三月四日から享保四年(一七一九)四月一〇日までである。ただ、「春部」の冒頭「八月一三日」は享保二年(一七二七)と推測でき、すると、享保二年八月一三日以降の抜書作業を記した帳簿となる。「春部」「秋部」「恋部」「雑部」が編纂途上の類題和歌集の部立を表しており、「夏部」「冬

部」は前掲①『和歌題類聚 四季・恋・雑』によると、作業工程が初句の抜書まで進んでいたため、省略されているのであろう。すなわち、高松宮本『歌書目録』は、①『和歌題類聚 四季・恋・雑』で、未だ歌集と部立の略称を摘記するに留まっていた「春部」「秋部」「冬部」「恋部」に当たる詠を諸歌書から抜書した年次を記載しているのである。その証左は、まず、『光榮卿記』享保三年三月二二日条に、

依類題御拔書御用参院、従未半刻至亥刻無寸隙勤之、有気色退出、

とあり、高松宮本『歌書目録』には、

季 季経入道集 八月卅日 三月十二日 六月廿四日 九月十八日
十一月五日 十月廿四日 五月五日 無哥

(中略、次ノ「覚綱集」以下二九項目ニ傍線部「三月十二日」ノ記載アリ)

柳 柳風和歌集 九月朔日 三月十二日 六月廿六日 九月廿日
十一月十日 十月廿五日 無哥 無哥

と見え、前掲「柏玉集」項の「享保三年三月八日」の位置にある記載であるから、「上」「下」や「同」の記載を含め、二六書目三二冊〔表一〕通し番号(以下同様)一二五から一五二の歌集の秋部からの抜書を行っていたことが判明する。また、享保三年三月一五日条に、

依類題拔書御用参院、従未半刻至戌刻勤之、賜御暇退出、

とあるが、高松宮本『歌書目録』には、

称 称名院詠 九月五日 三月十五日 七月二日 九月廿四日
十一月十八日 十月廿八日 五月十四日 無哥

(中略、次ノ「覚綱集」以下六項目ニ傍線部「三月十五日」ノ記載アリ)

光 百首三光院内府詠 九月五日 三月十五日 六月廿六日 九月廿四日
無哥 無哥 同上無哥 無哥

と見え、八書目八冊〔表二〕一九五から二〇二の抜書を行っていたのである。以下、前掲「同(稿者注、「柏玉集」)」項の「享保四年四月二日」の位置同様に享保四年(二七一九)について『光榮卿記』と高松宮本『歌書目録』とを照合していくと、『光榮卿記』に、

有召間、未剋参院、歌書御拔書御用也、従黄昏召御前被置置御枕、為信卿、長義卿、公長卿、余等候、御枕前拔書歌五文字、今夜百六七十首計也、龍顔其間咫尺恐懼有余、首尾事了亥剋退出、(五月五日条)

参院、勤類題拔書義、入夜退出、(一〇月五日条)

とあるが、前者の五月五日の記載は、高松宮本『歌書目録』では、

摘 摘題和歌集 八月卅日 三月十五日 六月廿二日 九月十六日
十一月二日 十月廿一日 五月五日

(中略、次ノ「右京集」以下三七項目ニ傍線部「五月五日」ノ記載アリ(一部「無哥」トスル))

理 従三位為理家集 九月朔日 三月十二日 六月廿六日
十一月五日 十月廿五日 五月五日

とあり、享保四年（一七一九）五月五日に光栄らは「摘題和歌集」から『従三位為理家集』の三四書目三九冊（表2）一〇七から一四〇のいずれかの歌書の恋部の抜書をしていたことが判明する。また、後者の一〇月五日条については、高松宮本『歌書目録』では、

堀河百首 第二度 八月十九日 二月廿三日 六月五日 八月廿四日
十月五日 四月一日

（中略、次の「難題百首」以下三項目ニ傍線部「十月五日」ノ記載アリ）

千首部類 八月廿八日 二月廿四日 六月五日
十一月十九日 十月五日 鶉迄 四月廿日半分
八日月ノ分□□ 四月廿一日霧迄
四月廿二日

と一致する年次が見え、この日光栄らは「堀河百首第二度」から「千首部類」までの五書目五冊（表2）二二から二五の内いずれかの春部と秋部の抜書をしていたのである。なお、いずれの書目の行頭に存する朱書の歌書の略称は、前掲①高松宮本『和歌題類聚 四季・恋・雑』、②高松宮本『和歌題類集』、③高松宮本『和歌題類』に直接に連関する略称である。とりわけ、高松宮本『歌書目録』の「追加」〔図3〕に影印掲載以降の書目の略称を、①高松宮本『和歌題類聚 四季・恋・雑』の第八冊「追加」（外題）の略称はほぼ網羅しており、両者の連関は確固である。

光栄以外に実際に抜書作業を行っている交名は、五月五日条の「為信卿・長義卿・公長卿」の記述により、藤谷為信・桑原長義・風早公長であったことが知られる。なお、『光栄卿記』には、享保二年（一七一七）に、

依類題御拔書御用參院、事了退出、（八月二三日条）

依召參院、有類題御拔書、対長義・為信等卿、終日勤之、入夜

実岑卿參宿直、相替退出、余參勤悦思食由以三常憲被仰出、

（九月二四日条）

為久卿・惟永卿・余三人候、御枕前御拔書、柏玉御集春部了、（九

月二二日条）

依召參院、勤類題御拔書義、暮昏賜暇、依余病後御宥免云々、

（一〇月二四日条）

と類題集編纂のための「抜書」の御用を行っている。この中で注意したいのは、享保二年九月二二日条の「御拔書柏玉御集春部了」の記載である。高松宮本『歌書目録』の方には「享保二年」とは明記されておらず、日次も合致しないが、「柏玉御集春部」とあるから、前掲「柏玉集」〔同（私注）、「柏玉集」〕項のそれぞれ「八月十三日」「八月十六日」の位置にある月日の記載は享保二年であり、同年には春部の抜書を行っていたのである。すると、享保二年八月二三日は「後鳥羽院御集」から「明日香井集（上、下）」までの六書目九冊（表2）三四から三九、同九月一四日は、「明題部類抄上」から「和歌明題抄」までの四書目四冊（表2）二三七から二四〇、同一〇月二四日は「光台院五十首」から「同（有房）中将集」までの一七書目二三冊（表2）四〇から四五）の、いずれも春部の抜書を行っていたと推測される。また、その作業には、前述の菅原長義・藤谷為信に加え、押小路実岑と竹内惟永も加わっていたのである。

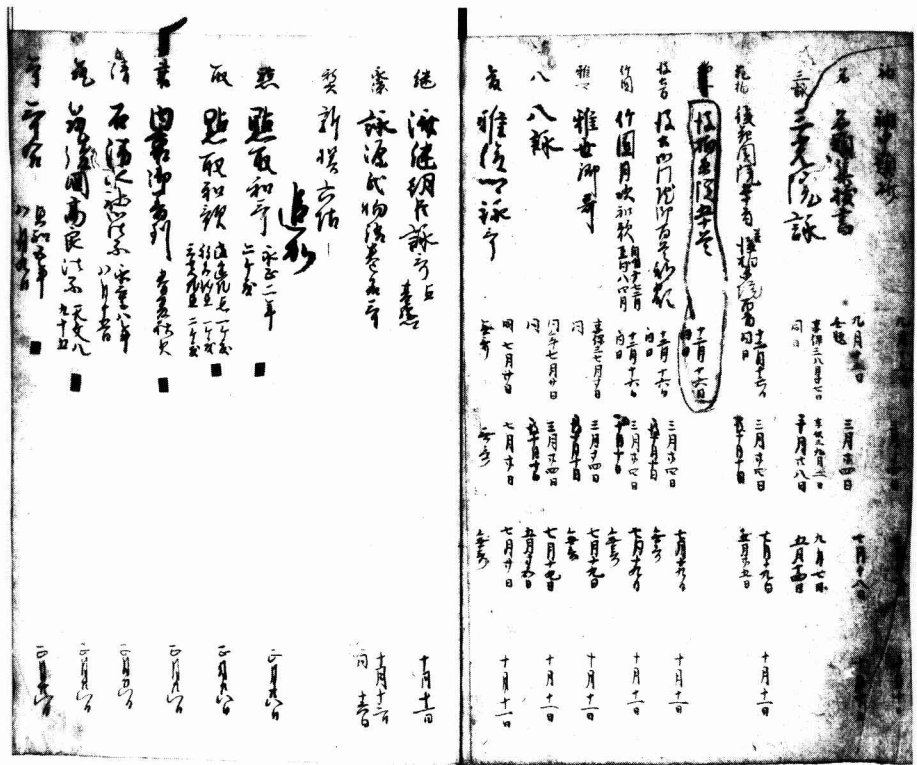


図3 高松宮本『歌集目録』18丁裏～19丁表

④ 霊元院の歌書収集と『新類題和歌集』の編集過程

さて、霊元院は同時期、新たな類題集編纂のための歌題の選定及び各歌題に対応する和歌の抜書と並行して、撰歌資料としての歌集の獲得に努めていた。『光榮卿記』正徳六年（二七一八）九月一九日条には、

晩来参院、窺御法楽詠草（去五六七月両社御法／楽依廿一日廿二日被「読上」也）、即賜御点、且以「冷泉中納言（為綱／卿）」被「仰出」、今夏類題被「編改」者、依「題前後」又題無「歌分未」有之、

○現存六帖 百類半 樹下集 ○雲葉

明玉集 撰玉集 新玉集 拾葉集

言葉集 和漢兼作集 三百六十首（建保五年九月廿五日／權

少僧都玄覚会）

為氏家集 為世家集 有家集 知家集

光俊集 浄弁集 ○慶運集

公宴和歌並私会歌 文明 長享 延徳 明応

文亀 永正 大永 享祿 天文

右之分御文庫無之、猶所持者可「献」之、若雖非「公家等輩」於所持方「者」以「私旨」可「写上」、有「圈点」分者從「外」献上云々、

とあり、どのような歌集が仙洞に不足していて、霊元院が収蔵を望んでいたかが分かる。

この内「現存六帖」「類聚和歌」「百類半」「雲葉（集）」「為氏家集」「三百六十首（建保五年九月廿五日／權少僧都玄覚会）」「公宴和歌」を、以後享保四年（二七一九）までに入手・書写し得たことは、高松宮本『歌書目録』及び①『和歌題類聚 四季・恋・雑』（三百六十首和歌（割注省略）は①『和歌題類聚 四季・恋・雑』のみに見える）から知られる『新類題和歌集』の撰歌資料に使用している。逆に、現在、散佚書とされる私撰集の「明玉集」「撰玉集」「新玉集」「拾葉集」、個人家集が伝わらない「有家集」「知家集」「光俊集」などは結局収書し得なかった。こうした享保年間に至つての歌書の蔵書の拡充は、例えば、「公宴和歌並私会歌 文明 長享 延徳 明応 文亀 永正 大永 享祿 天文」とある「公宴和歌」は、次第に集成・整理され、高松宮本『歌書目録』に

「公宴統哥」と見える享保四年までには現存の書陵部蔵「公宴統歌」（一五三―二〇八）²⁰が成立していたと思われる。ここで、「新類題和歌集」編纂のための歌書の抜書作業が始まった享保年間以降も、靈元院が原典の探求と整理を行っていた事実を傍証するモデルケースとして、「公宴統歌」の生成過程を追究してみたい。

所収書目の内容から年次的に東山御文庫本「歌書目録」と高松宮本「歌書目録」との間に位置すると思われる東山御文庫蔵「歌道目録」（内題「歌書御目録」、勅封六九―一八）には、

公宴和歌 〈文明 永正／大永 天文〉 箱入 十三冊

とある。それが、およそ享保九年（一七二四）頃の靈元院仙洞所蔵の歌書を窺わせる（理由は後述）東山御文庫蔵・靈元院宸筆「仙洞新写歌書御目録御土代」（外題「新写歌書目六」勅封六九―六一）には、冒頭に貼紙による、「公宴統歌」の所収内容に関する長文の記載が存する。以下に引用してみよう。

公宴統哥 文安三 同五 〈宝徳／二 宝徳四 文安六 寛正三 長享二 延徳元 明応元 同七 文亀二 大永元 同二 同六 同七 享禄二 天文十四 〔已上〕

▲永享十一・同十二▲寛正四▲年次不知〈宝徳／享徳之間〉▲文明九・同十二▲同十三・同十四▲同十六・同十七▲文亀三▲同四〈永正／元〉▲永正二▲同三▲同五▲同六▲永正七▲同八▲同九▲同十▲同十一▲同十二▲同十三▲同十五▲同十六▲同十七▲同十八〈大永／元〉▲大永二▲同十▲同十五▲享禄三▲同四▲天文三▲同八▲同十▲天正十一▲天正十八▲慶長五▲同六▲同九・同十四▲同十・▲天正十八▲慶長五▲同六▲同九・同十四▲同十・慶長十七▲天文元▲同廿四

まず、冊数が前半の「公宴統哥」に続く二字下がりの計一六冊と後半の計三〇冊（合計四十六冊）では現存本の二九冊と整合しない。そこで、書陵部本「公宴統哥」全二九冊の外題を掲げてみる。

第一冊「公宴統哥〈永享十一 同十二〉」、第二冊「公宴統哥〈文安五 宝徳六〉」、第三冊「公宴統哥〈宝徳二二〉」、第四冊「公宴統哥〈宝徳四 享徳元〉」、第五冊「公宴統哥〈永享年期不知／宝徳享徳之間 歟〉」、第六冊「公宴統哥〈寛正三 同四〉」、第七冊「公宴統哥〈文明九 同十二 同十三／同十四 同十六 同十七同十八〉」、第八冊「公宴統哥〈長享三 延徳元 明応元 同七〉」、第九冊「公宴統哥〈文亀二 同三／同四〉」、第一〇冊「公宴統哥〈永正二 同三〉」、第一一冊「公宴統哥〈永正五 同六〉」、第一二冊「公宴統哥〈永正七 同八〉」、第一三冊「公宴統哥〈永正九 同十〉」、第一四冊「公宴統哥〈永正十一 同十二〉」、第一五冊「公宴統哥〈永正十五 同十五〉」、第一六冊「公宴統哥〈永正十六〉」、第一七冊「公宴統哥〈永正十七〉」、第一七冊「公宴統哥〈永正十七〉」、第一八冊「公宴統哥〈永正一八〉」、第一九冊「公宴統哥〈大永元年 同二／同六 同七〉」、第二〇冊「公宴統哥〈大永八〉」、第二一冊「公宴統哥〈享禄元 同三〉」、第二二冊「公宴統哥〈享禄四〉」、第二三冊「公宴統哥〈天文元 同三〉」、第二四冊「公宴統哥〈天文八 同十、／同廿四〉」、第二五冊「公宴統哥〈天正十一 同十八〉」、第二六冊「公宴統哥〈慶長五〉」、第二六冊「公宴統哥〈慶長五〉」、第二七冊「公宴統哥〈慶長六〉」、第二八冊「公宴統哥〈慶長九 同十 同十二／同十三 同十四〉」、第二九冊「公宴統哥〈天正十一 同十八〉」。

「仙洞新写歌書目録御土代」所載の「公宴統哥」貼紙記載の書目から現存本「公宴統哥」二九冊の流れでは、年次にほぼ過不足がない上、例え

ば、前半の二字下がりの一六冊と後半の三〇冊の両方で同じ年次の詠が双方にまたがっている箇所を、年次順にまとめて整理しようとする志向が見て取れる。前掲の貼紙記載の書目が、現存の『公宴統哥』編纂の前段階の状態を示すとすると、まず、不足している年次ごとに歌会詠を集め、おおよその冊子本とし、次にそれを合綴・合写していくプロセスが想察されるのである。

こうして、『公宴統哥』も享保四年（一七一九）以前の数年の内に撰歌素材を収集・編纂したこと、そして、それは靈元院監督下の『新類題和歌集』の編集の一環であったことが判明するのである。

前述のように、『公宴統哥』の原型を記載する前掲『仙洞新写歌書目録御上台』の、書目中の「古今金玉集」は、国立歴史民俗博物館蔵高松宮本『古今金玉集』（H一六〇〇—一二五七—ミ六五）の奥書に、

以為家卿真蹟卒爾令／書写之畢
享保九年季春十八焉

とあり（『為家卿真蹟』の『古今金玉集』は、冷泉家時雨亭文庫に現蔵される〈冷泉家時雨亭叢書第七巻『平安中世私撰集』所収〉）、享保九年前後の仙洞の蔵書を伝える歌書目録であろう。前述のとおり、高松宮本『歌書目録』には『公宴統哥』の書名は見え、同書に年次記載の存する享保二年（一七一七）から享保三年（一七一八）には『公宴統哥』巻次と所収歌会は確定していたと思われるから、恐らく享保元年（一七一六）末頃に一通り歌会資料が集まった段階での整理メモが「公宴統哥」の名に寄せられ貼り付けられたのであろう。東山御文庫本『仙洞新写歌書目録御上台』は「春」「夏」「秋」「冬」「恋」「雑」の分類に従って、靈元院宸筆で書名が書かれた手札状の紙片が台紙に貼り付けられている。この形状は、田島公が紹介した東山御文庫本『新写御記録目録』（勅封六七—六

一七）とほぼ同様である。所収書目は、高松宮本『歌書目録』の「追加」（図3）に当該箇所（影印掲載）あるいはその直前に記載されている書目が多く、享保二年・同三年以前に草卒に書写された歌書を多く含んでいると推察できる。

さて、靈元院の歌書の収書・書写は、『新類題和歌集』編纂事業と乖離しつつも、享保九年頃まで続いたことは、同年三月九日条に、前掲の冷泉家本『古今金玉集』について、

未刻参院、暮昏召_(三条西)於御前、公福卿・余_(光宗)・公野卿也、為家自筆古今金玉集（歌四十／二首）外見、暫御物語了、退出、

とあり、その他、同五月二六日条に、

参院、書写義勤、歌合一巻、此日借_(三条西)上宝徳比御会写三冊了、

等とあることから知られる。一方、同じ享保九年二月二日には、早くも「校合」が始まっており、『光宗卿記』同日条には、

参院、勤_(三条西)類題校合義、申刻公福卿・余_(光宗)・公野卿一同召_(家有小路)於御前、暫時而両卿給_(家有小路)暇、

とある。無論、これに並行して抜書作業も続いたが、「抜書」の語が見えるのは、享保九年九月四日条の、

参院、勤_(三条西)類題御抜書、入_(家有小路)夜退出、

が最後である。そして、享保一〇年（一七二五）から享保一三年（一七

二八) にか「参院、類題御校合義」といった記述が多量に見出され、享保一三年九月八日条には、

参院、召于御前「有_二新類題書入事_一」、及_レ夜初更追書、

と、初めて「新類題」の語が見える。享保一七年(一七三三)にも、「新類題和歌集」の校合の記事が散見され、以下に列举する。

依_レ召参院、召于御前、類題新写御本校合、有_二除哥_一、時代次第等吟味事被_二注付_一、(二月二三日条)

参院、勤_二類題校合義_一、入_レ夜召于御前又御校合、余_二公野卿_一

人伺候、任_レ仰書付也、亥刻過退出、(三月七日条)

参勤、類題校合義、戌刻退出、(三月二日条)

二月一三日条に、「類題」の新写御本を校合したとあり、宸筆による草稿本はこの時点で成立していたと思われる。また、「有除哥、時代次第等吟味事被注付」とあるように、先行する後水尾院撰『類題和歌集』等の先行の類題集との所収歌の重複を避け、撰集の時代の範囲等についても吟味が行われた。三月七日条によると、靈元院御前で校合が行われ、院の仰せに従い校合付記を書き付けて行つた。この条に武者小路公野の名が見え、前掲享保一四年(一七二九)九月七日条には、三条西公福の名が見えることは注意してよい。すなわち、『新類題和歌集』編纂のための歌書からの歌句の選別と抜書、そして校合は、靈元院監督のもと、烏丸光栄・菅原長義・藤谷為信・押小路実岑・風早公長・武者小路公野・三条西公福が参加し、歌道に関わりのある家職の院伺候衆による作業であった。

なお、『光栄卿記』に拠ると、享保年間までの仙洞御所における歌書

の収書・抜書のみならず、内裏の禁裏文庫においても歌書や記録の収書が行われていた。光栄も内裏の方にも参仕し、書籍を献上してたり、書写したりしている。本節で対象としている享保年間に限ると、『光栄卿記』享保二年(一七二七)二月二〇日条に、

依_レ召参内、御歌書御長櫃_二合納_一御文庫_二了_一、

とあり、烏丸家から「御文庫」(これは狭義の「禁裏文庫」であろう)への歌書の移行が知られる。また、『光栄卿記』同年四月一四日条に、

凡東山院即位時、從_二法皇被_レ讓申_一御記筈八十三合也、其後又一合_二二合法皇被_レ召_一之、仍出_二御文庫被_レ改_一之云々、

と見え、東山天皇の即位の段階でかなりの数量の「御記」が東山天皇に譲渡されている。また、時の中御門天皇は、享保四年(一七一九)一月に、御文庫への三代集の書写・献上も勅命している。

從_レ内被_レ触、後撰集一部至_二来年二月上旬_一可_二書写上_一由、則参内謁_二奉行公福卿_一仰畏奉了、(二月一日条)

後撰和歌集從_二去六日_一書始、夜々書写今日全部終功、不堪_レ喜依_レ難_レ計先頃申断了、古今集・惟通卿、拾遺集_二通夏卿也_一、猶来春彼_二両卿等申合可_レ猷也_一、(二月三日条)

これによると、光栄が「後撰集」の書写を先行して担当し、以後「古今集」を久我惟通が、「拾遺集」を久世通夏が分担した。中御門天皇の御文庫は、既に三代集を所蔵していたであろうが、より優れた本文を有する写本を求めての営為であろう。靈元院所蔵の歌書は、高松宮本「歌

書目録』等を参看する限り、退位後も保有し、仙洞御所に収蔵されていたと思われる。これらは、後述するように、靈元院没後は桜町天皇の御文庫に移管され(後掲『光榮卿記』享保一八年(一七三三)一〇月一八日条)、現存本からは仙洞御所の文庫と内裏の御文庫とのいずれの旧蔵本かは峻別が困難である上、靈元院の収書活動の解明を主眼とする本稿の性格からも、靈元院は所蔵の歌書を退位後も接收し、以後の東山・中御門天皇が独自に公家から歌書を献上させ、収蔵していたというアウトラインを示すに留めたい。

⑤『新類題和歌集』の成立と靈元院所蔵の歌書の行方

享保一七年(一七三二)八月六日、靈元院は崩御し、以後『新類題和歌集』の編纂・清書の統括は、職仁親王に受け継がれる。この辺りの事情は、前掲『新類題和歌集』の光榮跋文にも一部見えるが、職仁親王の側の記録にその経緯が見出される。今、書陵部蔵『有栖川宮日記』(外題「享保十八癸丑年/日記/從二月/至十二月」(有栖一五〇八〇))に依拠しながら、その概略を示すと、享保一八年三月一六日に職仁親王は、久世通夏・中院通躬・上冷泉為久・押小路実岑・武者小路公野を召して『新類題和歌集』の浄書を企画、光榮・通夏・藤谷為信・為久・公野を召集して協議し、同二七日には書写の分担を決めた。『有栖川宮日記』(外題「享保二十年/日記/從二月/至十二月」(有栖一五〇八〇))にはこの箇所が引用されており、それを掲げてみよう。

- 一、久世前中納言(通夏)より新写類題筆者目録拝借二成、如左書付被遣、
- 春上 烏丸前大納言(光榮) 同下 冷泉前中納言(為久)
- 夏上 藤谷前中納言(為信) 同下 武者小路宰相(公野)
- 秋上 押小路前宰相(実岑) 同下 久世前中納言(通夏)

冬上 久世前中納言(通夏) 同下 押小路前宰相(実岑)

恋上 武者小路宰相(公野) 同下 烏丸前大納言(光榮)

雑上 冷泉前中納言(為久) 同下 藤谷前中納言(為信)

重複して分担しているが、総勢は烏丸光榮・上冷泉為久・武者小路公野・藤谷為信・押小路実岑・久世通夏の六名である。前節で『光榮卿記』に拠りつつ確認した、歌書の抜書や本文の校合に参集した院の伺候衆ばかりである。

浄書本は翌享保一九(一七三四)年四月一日に職仁親王により桜町天皇に献上された。それは、『光榮卿記』同日条に、

此日新類題春上下・夏上下、(職仁親王)中書王御持参被献云々、

とあることから明らかである。歌道師範としての有栖川宮職仁親王の名声は高いが、当時は弱冠二二歳であり、天皇家・公家衆により構成される堂上派歌壇における影響力は決して大きくはなかった。

前々年の享保一七年(一七三二)の一〇月一八日には、靈元院仙洞所蔵の典籍が桜町天皇の御文庫に移譲された。この事実は、『統史愚抄』享保一七年一〇月一八日条に、「資方朝臣記」を出典として、

被_レ召_三旧院御文書等於_二禁裏_一、

とあるのが確認とされるが、『光榮卿記』同年一〇月二六日条には、伝聞であるものより詳細に記される。以下にこれを引用する。

伝聞、旧院御歌書櫓子、春夏秋冬恋雜(有上下/等所)十余箇、去十八日参_二于内裏、御記録箇廿余合等納_二御文庫_一云々、此間亦礼儀

類典二箇・御剣・御琴・其外御道具等参云々、明日御屏風三十双可参也、物換星移一瞬間、懐旧情難堪者也、

まず、「旧院御歌書櫛子、春夏秋冬恋雜（有上下／等所）十余箇」とある件りについて、どの歌書目録がこの時の収蔵書の内容を反映しているかが問題となる。例えば、東山御文庫本『歌書目録』は、前掲「春夏秋冬恋雜（有上下／等所）」に加え、「雜春」「雜夏」「雜秋」「雜冬」「雜賀」「雜恋」「冰 甲」「冰 乙」「連歌」「御櫛子／黒ぬり」「毫御長櫃」が続き「十余箇」とは齟齬する。むしろ東山御文庫本『歌道目録』の方が「春夏秋冬雜」のそれぞれ上下に続いて、「雜春」「雜夏」「雜秋」「雜冬」「雜賀」「雜恋」があり、以下「和歌抄」「哥書抄」「和哥雜々」とあり、東山御文庫本『歌書目録』に比して和歌や物語に焦点が絞られている。また、本文中に、

四季恋雜 大 六櫛子
同 小 六櫛子

とあるように、「歌道目録」の段階になると、仙洞御所の所蔵歌書が「櫛子」ごとに整理されていたことが分かり、この『歌道目録』の内容の歌書のことと推測される。

前掲『光栄御記』享保一七年一〇月二六日条中の「内裏御記録節筥廿余合等」の書目内容とほぼ合致するのは、前掲の靈元院宸筆の東山御文庫本『新写記録御目録』（勅封六七―一七）である。それが中御門天皇筆の東山御文庫本『日次記以下御目録』（勅封一八二―九一―二二）、同『記録御目録』と内容が一致するのは、単なる転写関係にあるのではなく、靈元院仙洞所蔵本が中御門天皇の禁裏文庫に移譲・移管された経緯を反映しているのではないか。

「礼儀類典」は、享保七年（一七二二）六月一九日に「礼儀類典」（初治本五一五巻、書陵部蔵（四〇〇―五））が靈元院仙洞に献上された（『院中番衆所日記』同日条）一本であろう。

このように、仙洞御所において禁裏文庫の蔵書をそのまま引継ぎ、独自に仙洞御所の文庫の拡充を図っていた靈元院の旧蔵書は、遺物として殆どは禁裏文庫に移管されたのである。

おわりに

元来、東山天皇の禁裏文庫に譲渡されるはずであった靈元院所蔵の歌書は、靈元院仙洞に留まったため、蔵書量が膨大になり、宝永末年頃から正徳初めに企画・着手された『新類題和歌集』編纂事業は、靈元院の歌書の収集・書写活動を必然的にさらに活発化させたのである。先行する類題集には、後水尾院撰『類題和歌集』に留まらず、室町後期成立の『題林愚抄』『明題和歌全集』が存する。しかし、靈元院は、当時仙洞が所蔵していない私家集や歌合・歌会詠を、冷泉家を始めとする公家衆から網羅的に集め、撰歌資料としたのである。

貞享二年（一六八五）四月・五月から『新類題和歌集』成立の享保末年に至るまでに、個別の歌書の書写や『新類題和歌集』編纂のための抜書や清書本作成に当たった公家衆の廷臣は、和歌の家の冷泉・藤谷・飛鳥井・三条西・中院、及び能書の家清水谷・持明院が中核であった。そして、注視されるのは、貞享二年より後は、押小路・桑原が、正徳以降は久世・武者小路・烏丸が加わり「書写御用」のメンバーが固定化していったことである。これらの伺候衆により禁裏本・仙洞御所本の書写のための工房が形成されていたことが思量される。すなわち、そうした工房の伺候衆が典籍の書写の御用のみならず、『新類題和歌集』の編纂に当たって靈元院に伺候し、撰歌資料を採求するとともに、抜書作業を

続けたのである。

転写本を作成するため歌書を献上させたり借出させたりする先としては、無論冷泉家が多かったであろうが、時期が下るにつれ、中院家・日野家・烏丸家等が所持する歌書にも関心を寄せ、献上・書写させていたことが諸家の記録から窺える。そうした歌書を所持する歌道家の人物は、平素から院の廷臣として他の家業の公家衆とも交わり、歌書や記録といったジャンルを超えて、時には他家の歌書の書写に関わっていたのである。

貞享二年の四月・五月に靈元院監督下で書写された「周防内侍集」以

表2 高松宮本『歌書目録』記載の書目

凡例

- 一、本「表2」は高松宮本『歌書目録』に記載の書目を掲出し、伝存状況等を一覧にしたものである。
- 二、「歌書名」項における高松宮本『歌書目録』所載書目の翻刻は、原本に忠実にを行ったが、通読の便を図り以下のような処置を施した。
 - 1、行頭に存する朱の歌集略称は省略した。
 - 2、「同(：)」のように、私注で言葉を補う時は、原則として()を用いた。
 - 3、「柏 柏玉集/柏 同」「一上 一人三臣上/一下 一人三臣下」のように、2項目にわたる書名を一括して表示する場合は、「柏玉集(同)」「一人三臣(上、下)」と「へ」を用い本凡例二―2と区別した。
 - 4、判読不能の箇所は□を付した。
- 三、国立歴史民俗博物館蔵高松宮家伝来禁裏本(以下「高松宮」と略称)と宮内庁書陵部御所本(以下「書陵部」と略称)における現蔵の有無を、有(●)と無(○)で記し、孤本であることを根拠に『歌書目録』所載の書目と判断した場合に限り「◎」を付した。孤本であるものの、現存本の外題に不審が残るケースや、『歌書目録』記載の題目や頁数、形状から高松宮本『歌書目録』所載の書と想定し得るものについては「(◎)」とし、備考①に必ずその理由を摘記した。高松宮と書陵部の二所のみ在所蔵され

下の歌書は、前掲東山御文庫蔵『歌道目録』にほぼ見出せ、靈元院の生涯における蔵書形成史の継続性が浮き彫りとなる。靈元院没後は蔵書の大部分が禁裏文庫に吸収されてしまい(前掲「光榮卿記」享保一九年(一七三四)四月一日条)、その後いわば形見分けによって一部が有栖川宮職仁親王家に伝来し、有栖川宮家・高松宮家歴代の収蔵を経て現在の国立歴史民俗博物館の所蔵となったのである。今後は、靈元院崩御前後の有栖川宮家の動向をより丹念に調査し、靈元院の遺物の歌書類の分配の年次や実相を解明していきたい。

- 五、備考②の「所蔵先」の欄には、高松宮と書陵部以外の所蔵者が一件である場合、その所蔵者を記し、高松宮と書陵部のいずれにも所蔵がなく、他所に伝存するケースについては二件以下を摘記した。なお、禁裏本との書承関係の深さに鑑み、冷泉家時雨亭文庫に現段階(第五期までに刊行本の書目を記載の基準としたが、第六期以降でも、忠実な転写本が孤本として書陵部に存する、といった本文の素性に関する情報を、「第六期内容目録」から得られた場合は、摘記した)で所蔵が確認される場合は、例外的に「(冷泉家)」と記した。
- 六、参考までに東山御文庫本『歌書目録』(勅封一〇二―三―三八)に記載の見える書には、「東山御文庫本」項に「○」を付した。

番号	歌書名	高松宮書陵部	備考①書名・頁数等	備考②所蔵者	東山本 文庫本
1	柏玉集(同)	○			○
2	後柏原院御百首部類	●			○
3	雪玉集(同)	○			○
4	聴雪集百首十一ヶ度	×			○
5	道遥院内大臣百首五ヶ度	×			○
6	同(道遥院百首)四ヶ度	×			○
7	同(道遥院百首)九ヶ度	×			○
8	同(道遥院百首)十一ヶ度	×			○
9	同(道遥院百首)親王御方着到	◎			○
10	同(道遥院)五十首部類	◎	高松宮本外題「道遥院内大臣五十首類」。		○
11	道遥院基綱卿両吟百首一ヶ度	◎			○
12	卑懷集	×			○
13	基綱卿詠 卑懷集之外	●			○
14	基綱卿百首	◎	基綱の百首詠は複数存在するが、上掲の外題は高松宮本のみ。		○
15	碧玉集	×			○
16	政為卿百首	◎			○
17	亞塊集	○			○
18	一人三臣(上、下)	○			○
19	二八明題和歌集	○			○
20	統五明題和歌集	○			○
21	堀河百首 第二度	○			○
22	難題百首	×			○
23	禅林寺殿七百首	○			○
24	龜山殿七百首	○			○
25	千首部類	◎	勸修寺家旧蔵本に三冊本あり。同名異書であろう。	[京都大学総合博物館]	○
26	師兼卿千首	○		(冷泉家)	○
27	拾遺愚草(上、中、下、員外)	○		(冷泉家)	○
28	玉吟	○			○
29	月清	○			○
30	長秋詠草	○		(冷泉家)	○
31	拾玉(上、下)	◎			○
32	慈鎮和尚詠	×		筑波大学付属図書館	
33	山家集	○			○
34	後鳥羽院御集	○			○
35	土御門院御集(同)	○			○
36	順徳院御集	○			○
37	寂蓮集(同)	◎			○
38	少輔入道定長百首	○	寿永本。上掲の外題は書陵部本のみ。		○

番号	書名	高松宮書院部	備考①書名・頁数等	備考②所蔵者	東山本 文庫御
39	明日香井集(上、下)	○		(冷泉家)	○
40	光台院五十首	○			○
41	大納言為家集(上、下)	○			○
42	中院集 為家卿	○		家郷隆文	○
43	同(中院)詠草 自撰	○			○
44	金塊集	○			○
45	瓊玉集	○			○
46	隆祐朝臣集	○			○
47	大納言為氏集	○			○
48	如願法師集(同)	○			○
49	鴨長明集(同 同上仍不被勸)	○			○
50	二条院讃岐集(同 同上仍不被勸)	○			○
51	範永集	○		(冷泉家)	○
52	信実朝臣集	○		(冷泉家)	○
53	龜山院御集	○		天理大学付属天理図書館	○
54	有房集	○		(冷泉家)	○
55	同(有房)中将集(同、同 同上)	○		(冷泉家)	○
56	隣女集(一、三、四)	○	卷二から巻四の残欠本は高松宮本と書院部本のみ。高松宮本は南北朝写。	(冷泉家)	○
57	草庵集	○			○
58	統草庵集	○			○
59	頓阿句題百首	○			○
60	兼好集	○			○
61	法印慶運集	○			○
62	堯孝法印集(同 同上)	○	書院部にのみ二本が現存。		○
63	雅世卿集中	○	上掲の外題は書院部二本のみ(一冊は桂宮本)。		○
64	同(雅世卿)家集	○	上掲の外題は書院部本のみ。他本は「飛鳥井雅世集」等。		○
65	統撰吟(一、八)	○			○
66	散木奇歌集(上、下)	○			○
67	頼政集	○		(冷泉家)	○
68	林葉集	○			○
69	行宗集	○			○
70	源大府御集行宗卿	○	書院部一本は冷泉家本の忠実な転写本。	(冷泉家)	○
71	清輔朝臣集	○	書院部一本は冷泉家本の忠実な転写本。	(冷泉家)	○
72	基俊集 大本	○	「大本」は書院部本(五〇一―七四三)に該当するか。		○
73	同(基俊集) 箔表紙	○	「箔表紙」は書院部本(五〇一―一三八)に該当するか。		○
74	同(基俊集) 横本	○	「横本」は書院部本(一五〇―一五七八)の形状に合致する。	(冷泉家)	○
75	郁芳三品集	○	書院部本は冷泉家本の忠実な転写本。	(冷泉家)	○
76	範宗集	○		(冷泉家)	○
77	六条修理大夫集(同)	○		(冷泉家)	○

番号	歌書名	高松宮書院部	備考①書名・員数等	備考②所蔵者	東山御文庫本
78	田多民治集(同)	×	上掲の外題は書院部蔵一本のみ。他本は「法性寺殿御集」等。		○
79	左京大夫集	×		(冷泉家)	○
80	左京大夫頭輔集	○		(冷泉家)	○
81	大納言経信集	×		神宮文庫(昭和四年の転写本)	○
82	帥大納言集	×			○
83	重家朝臣歌合	×			○
84	実国家歌合	×			○
85	歌合十	×	書院部蔵「歌合類聚」十巻本は巻一、三、六、十の残欠本。	熊本大学北岡文庫(幽斎筆本)	○
86	歌合 定綱朝臣/広綱朝臣	×			○
87	類聚歌合 九ヶ度	×			○
88	撰政左大臣家歌合	×			○
89	哥合 治承二年	×			○
90	三井寺新羅社歌合	○			○
91	影供歌合	○			○
92	日吉社歌合	○	同名の歌合複数あるが、「慈鎮和尚自歌合」か。		○
93	内裏歌合 建保二	◎	上掲の外題は高松宮本のみ。他本は「禁裏歌合」。		○
94	新宮撰歌合 並石清水/若宮歌合	◎	「石清水若宮歌合」を合綴するのは書院部本のみ。		○
95	内裏詩歌合 建保元	○			○
96	歌合当座	○		熊本大学北岡文庫(幽斎筆本)	○
97	歌合 建保五	○			○
98	撰歌合 建仁元	◎	該当書名の歌合は複数あるが「内裏歌合 建保五年十一月」か。書院部蔵「歌合 八種」所収本と桂宮本のみ。		○
99	八幡若宮歌合	○		熊本大学北岡文庫(幽斎筆本)	○
100	歌合類聚 五ヶ度	○			○
101	有綱家哥合	○			○
102	仙洞歌合 宝徳	○			○
103	類聚歌合 十二ヶ度	◎			○
104	統現存集(春/雑)	×	「統現存六帖」か。		○
105	後葉和歌集	○			○
106	石間集(同(行頭朱書に「石下」とあり下巻を指すか))	○			○
107	摘題和歌集	○			○
108	右京集	◎			○
109	京極前関白集	◎	上掲の外題は書院部のみ。他本は「建礼門院右京大夫集」等。師実の家集。	陽明文庫、(冷泉家(師実卿集)断簡)	○
110	俊忠集(同(行頭朱書に「俊中」とあり下巻を指すか)、同)	◎			○
111	刑部卿頼輔集(同)	◎			○
112	実家卿集	◎	書院部本は冷泉家本の忠実な転写本。	(冷泉家)	○
113	大江千里集	◎			○
114	大江千里付匡衡集	◎			○
115	待賢門院堀河集	◎	「匡衡集」を合綴する上掲の外題は書院部本のみ。		○
116	小侍従集	○			○

番号	歌書名	高松宮書院部	備考①書名・員数等	備考②所蔵者	東山御文庫本
155	通済集	×			○
154	大式集	×			○
153	経衡集	×			○
152	万代集(同) 同行頭朱書にそれぞれ「万二」「万五」「万六」とあり、「五、六巻」	×			○
151	柳風和歌集	×			○
150	新葉和歌集(同) 同行頭朱書に「新上」とあり下巻か)	×			○
149	雲葉集上(同) 同行頭朱書に「雲下」とあり下巻か)	○			○
148	藤葉和歌集	×			○
147	経家卿家集	●			○
146	桂大納言家集	×			○
145	拾藻鈔	×			○
144	慈道親王集	×			○
143	愚深	×			○
142	為信集	×			○
141	右近少将雅頭集	×			○
140	従三位為理家集	×			○
139	宗尊親王御詠	/			○
138	秋風和歌集(同) 同行頭朱書に「秋下」とあり下巻か)	×			○
137	惟宗広言集	×			○
136	従二位顕氏集	×			○
135	入道大納言資賢集	×			○
134	守覚法親王集	×			○
133	中御門大納言殿集	×			○
132	粟田口別当入道集	×			○
131	侍従大納言集	/			○
130	江帥集	×			○
129	家経朝臣集(同)	×			○
128	成仲宿禰集	×			○
127	肥後集	×			○
126	覚綱集	×			○
125	季経入道集	×			○
124	忠度朝臣集	×			○
123	前斎院摂津集	×			○
122	時明朝臣集	×			○
121	大式高遠集	×			○
120	伊勢大輔集	×			○
119	在良朝臣集(同)	×			○
118	禪林蔭葉集	×			○
117	寶隆朝臣集	×			○

番号	歌書名	高松宮書院部	備考①書名・頁数等	備考②所蔵者	東山御文庫本
194	宗祇集	×			○
193	平常縁詠	×	書院部本を含め諸本の外題「東常縁詠」。		○
192	東野州家集	×			○
191	將軍家歌合文明／十四	×			○
190	親長卿家歌合	×			○
189	寛正歌合	×			○
188	詩歌合 文明十五	×			○
187	七夕歌合	×		彰考館	○
186	百首統歌 永享七	◎	外題「百首統歌 永享七年／住吉社法案」。		○
185	点取統歌 永正元／四ヶ度	◎			○
184	点取和歌 春二十首／追遠院点	◎			○
183	聖廟住吉社御法案 明応	●		国立公文書館旧内閣文庫	○
182	内侍所御法案百首 明応五／十一八	○			○
181	十番歌合 判室町殿	○			○
180	内裏統歌 文明九年／同十二年	◎			○
179	統百首和歌 長享二年／七月八日	●※	※外題「統百首和歌 長享二」。書院部本は「先代御便覧」所収。		○
178	百首 永享八年六ヶ度	×			○
177	日吉社御法案 文龜二／十二 廿一	●	書院部本は「公宴統歌」所収で端作り「文龜二年和歌」。		○
176	春日社御法案百首享禄二／五 廿	●			○
175	將軍家歌合 文明十四年／判案雅	×			○
174	前摂政家歌合嘉吉三	×			○
173	和歌御会 永正三十九／春日社法案	×			○
172	柏道冷三百首	×			○
171	百番歌合 宝徳三年／九月五日／八月十一日	×			○
170	水無瀬殿法案	×	書院部本の外題「水無瀬殿法案 永正二」か。		○
169	文明歌合 九月尽	×			○
168	八十番歌合	×			○
167	住吉社法案	◎	高松宮本の外題「住吉社法案百首和歌」か。		○
166	内裏着到和歌拔書 後柏原院／追遠院／政為卿	●			○
165	代世賀喜追遠院詠	●			○
164	近代和歌 長享二／永正二／同四	◎			○
163	崇徳院法案百首 文明十七年／四月廿六日／將軍家	●			○
162	御着到部類	×			○
161	御着到百首上〔同中、同下〕	×	書院部本の外題は「禁裏御着到千首」で、三冊本。		○
160	類聚和歌 百類半	×	書院部本の外題「類聚和歌 永享八年後」か。		○
159	御点取類聚	?	〔同〕と記載しないが、直前の「御点取類聚」と同様か。		○
158	御点取類聚	×			○
157	千首 結題五十首	×	外題「結題五十首」、内題「結題千首和歌 文明十六年七月十六日」。		○
156	詩歌合 権律師守遍／尊円親王判	○			○

番号	歌書名	高松宮書院部	備考①書名・員数等	備考②所蔵者	東山本
233	春夢草(同、同行頭朱書に「夢上」「夢中」「夢下」とあり上・中・下巻)	×	○		○
232	津守国冬祈雨百首	×	◎	上掲の外題は書院部本のみ。他本は「祈雨百首」。	○
231	道堅法師詠	×	◎		○
230	内裏女中月次統歌	◎	○		○
229	常德院詠	○	○		○
228	源義政集	○	○		○
227	沙玉集(同、同行頭朱書にそれぞれ「沙上」「沙中」「沙下」とあり上・中・下巻)	○	◎		○
226	永享五年詠草 持為	×	◎		○
225	持為脚詠	◎	×		○
224	為広脚詠	×	◎	為広の詠草は多いが、上掲の外題は書院部本のみ。	○
223	為広詠草	×	○	書院部本は文明一七年の詠を取める。	○
222	為富脚詠	◎	×	書院部本外題「巴雅集」。	○
221	巴雅和歌	○	◎		○
220	出観集	○	○		○
219	平親清女集	×	◎	書院部本外題「平親清五集」。冷泉家本は「女四宮家民部卿 平親清女」。	○
218	伏見院御歌	?	?	(伏見院の詠草であろうが、右掲の外題の書は管見に入らない)	○
217	越前々司平時広集	×	◎		○
216	前長門守時朝入道田舎打聞集	×	◎	書院部本は冷泉家本の忠実な転写本。	○
215	平親清四女	×	◎	(冷泉家)	○
214	長景集	×	◎		○
213	園草	×	◎	井上宗雄、祐徳稲荷神社寄託中川文庫	○
212	貞敦親王詠	◎	×		○
211	邦高親王詠	●			○
210	紅塵灰集	×	◎		○
209	後土御門院御百首	◎	×		○
208	後花園院百首部類	×	◎	島原市立図書館松平文庫	○
207	後花園院御集(同、同行頭朱書に「花上」「花中」「花下」とあり上・中・下巻)	○	◎		○
206	千首大神宮御法楽/天文十一	×	◎		○
205	類聚和歌後十月七日	×	◎		○
204	御着到百首	×	◎	広島大学文学部福井文庫	○
203	公宴統歌(同(一)〜同(卅))	×	◎		○
202	百首 三光院内府詠	◎	×	外題「百首 春日社法楽三光院内府詠」。	○
201	三光院内府百首	◎	×		○
200	称名院並三光院詠	●			○
199	実澄卿百首	×	◎		○
198	称名院右大臣三十首	×	◎		○
197	称名院右大臣百首	×	◎		○
196	称名院百首七ヶ度	×	◎		○
195	称名院詠	●			○

番号	歌書名	高松宮	書陵部	備考①書名・頁数等	備考②所蔵者	東山御文庫本
272	廿八品哥／端／後花園院御十三回	×	◎			○
271	品経和哥 端□詠序品和哥	×	◎	高松宮本外題「品経和歌 逍遥院三回忌追善」端作り「詠序品和歌」。		○
270	品経和哥六半本／端法華経序品和歌	×	◎	書陵部蔵「法華経序品和歌（巻四）」か。		○
269	廿八品哥 付慈鎮和尚／要文	×	◎	書陵部蔵「伏見宮家蔵本「統三十首和歌」一巻か。		○
268	統三十首和哥巻物	×	◎	（直後の「統三十首和歌」と同書か）		○
267	三十首統歌巻物	×	◎			○
266	女房家哥合	×	◎		佐賀大学鶴島文庫、熊本大学北岡文庫に同名書所蔵	○
265	結題五十首和歌 大永二八四／勅題	◎	◎	外題「結題五十首和歌」端作り「大永二年八月四日御会恋五十首」。		○
264	哥合当座 建保四八廿二／付同廿四月	×	◎			○
263	点取和歌	?	◎			○
262	内裏哥合 康正元	○	◎			○
261	君臣和歌	×	◎			○
260	哥合	?	◎			○
259	哥合 貞和五年／八月九日	×	◎			○
258	筑後国高良法衆 天文八／九十四	●	◎			○
257	石清水社御法衆 永正八年／八月十五日	◎	◎	高松宮本外題「石清水百首歌 永正八年八月十五日」。		○
256	内裏御着到 春夏秋冬	◎	◎	高松宮本外題「内裏着到 四季」。		○
255	点取和歌 遥院点一ヶ度／称名院点一ヶ度／三宝院一ヶ度	◎	◎	高松宮本外題「点取和歌 逍遥院点／称名院点／三宝院点」。		○
254	点取和歌 永正二年／二ヶ度	◎	◎			○
253	新撰六帖	×	◎			○
252	詠源氏物語巻名哥	×	◎	書陵部本は智仁親王筆の桂宮本で外題「新撰和歌」。	石山寺	○
251	濟継朝臣詠哥点／基経卿	●	◎			○
250	雅俊卿詠哥	◎	◎	高松宮本外題「雅俊卿詠」。		○
249	八詠	◎	◎			○
248	雅世卿詠	?	◎			○
247	竹園月次和歌 自明応七月／至同八四月	●	◎	（上掲の外題の飛鳥井雅世の家集・詠草は管見に入らない）		○
246	後土御門院御百首部類	◎	◎			○
245	後花園院五十首並後柏原院百首	●	◎			○
244	三光院詠	●	◎			○
243	名題集抜書	×	◎		島原市立図書館松平文庫	○
242	袖中題抄	/	◎			○
241	明題抄上（同下）	/	◎	（前出）		○
240	和歌明題抄	●	◎	高松宮本・書陵部本とも外題「類題抄」。後者は巻上のみ残欠本。		○
239	明題抄	×	◎			○
238	明題古今抄	○	◎			○
237	明題部類抄上	○	◎		外題「和歌題林抄」、内題「明題古今抄」	○
236	夫木	○	◎	高松宮本外題「夫木抜書」。		○
235	百首 五ヶ度	×	◎	書陵部本外題「百首 天正三 慶長十六五箇度」。		○
234	類聚和歌逍遥院以後	×	◎			○

番号	歌書名	高松宮	書陵部	備考①書名・頁数等	備考②所蔵者	東山 文庫本
273	宗祇法師三回追善和歌	◎	×			○
274	経文和歌 明応三九夏/天文十五七	◎	×			○
275	四十八願和歌 堯空/御覚	◎	×			○
276	品経和歌 逍遙院三回忌追善/天文八十三	◎	×			○
277	称名院右府十三回忌追善和歌 天文三/十一二	◎	×			○
278	後小松院御百首	◎	○			○
279	為忠朝臣家百首	○	○	高松宮本はいわゆる「為忠家初度百首・後度百首」の内後者のみ。		○
280	為重卿集 康永二年詠	○	○			○
281	北院御室集	○	○			○
282	花園院御集	○	○			○
283	花園院御製	○	○			○
284	後柏原院月十五首御製 巻物	○	○	書陵部蔵の「花園院御集」一本のみに見出される外題。 (現存の後柏原院の詠草等の上掲の書目は管見に入らない)		○
285	為広詠草 永正十四年 巻物	○	○			○
286	逍遙院詠歌 大永享禄/天文之問	◎	×			○
287	逍遙院入道前内府御詠	◎	×			○
288	七夕廿首和歌	◎	×			○
289	菊十首和歌	◎	×			○
290	仙洞句題五十首	◎	×			○
291	十首和歌 建仁元年/当座	◎	×			○
292	為家卿一夜百首	○	○			○
293	堯孝一夜百首	○	○			○
294	慶運百首	○	○			○
295	宋雅百首	○	○			○
296	点取三十首和歌 逍遙院点	◎	×			○
297	御会和歌 文明十三年/八月十八日 仮名題	◎	×	高松宮本「百首和歌」所収。その親本か。		○
298	禁裏御月次和歌 仮名題	◎	×			○
299	朝観行幸御会和歌	◎	×			○
300	和歌御会	◎	×			○
301	禁裏御会和歌	◎	×			○
302	大樹会	◎	×			○
303	室町亭行幸和歌	◎	×			○
304	親長卿詠 雅永御点	◎	×			○
305	日吉社法楽	◎	×			○
306	春日社法楽五十首	◎	×			○
307	金花集	◎	×			○
308	点取 済継詠/逍遙院点巻物	◎	×			○
309	式子内親王集	◎	×			○
310	兼好集	◎	×			○
311	相模集	◎	×			○

番号	歌 書 名	高松宮書院部	備考①書名・頁数等	備考②所蔵者	東山本
312	恵慶法師集	×	書院部本は冷泉家本の忠実な転写本。	(冷泉家)	○
313	道命法師集	×	現存の書院部二本の内、一本は「道命阿闍梨集」。		○
314	一宮紀伊集	×			○
315	発心和哥集	×	書院部本は冷泉家本の忠実な転写本。	(冷泉家)	○
316	田上集	○			○
317	伏見院御製	○			○
318	伏見院御集	○			○
319	後伏見院御詠草冬題	×	書院部蔵「伏見院御詠草冬部」か。		○
320	三位中将公衡集	×	書院部蔵の二本はいずれも冷泉家本の忠実な転写本。	(冷泉家)	○
321	俊成女集	×			○
322	兼澄集	×	書院部本は冷泉家本の忠実な転写本。	(冷泉家)	○
323	源順集	×	書院部本は冷泉家本の忠実な転写本。	(冷泉家)	○
324	赤染衛門集	×			○
325	長能集	×			○
326	公事五十番歌合	○			○
327	文龜哥合 為広脚判	○	「年中行事歌合」の流布本で上掲の外題の伝本も多い。		○
328	哥合(同(一)三、六、八)	×	書院部蔵「歌合類聚」十巻本は巻一、三、六、十の残欠本。		○
329	右衛門督家歌合 付清輔朝臣ノ家歌合	×	上掲の外題に示される「清輔家歌合」合綴は書院部本のみ。		○
330	四十番哥合 建保五年ノ十月十九日	○			○
331	哥合 建保元年ノ十二月四日	○			○
332	月卿雲客妬哥合	○			○
333	詩哥合 康永 院書	×	書院部本外題「詩歌合 康永」。他本は「五十四番詩歌合」等。		○
334	詩哥合 文明十四九廿八	×			○
335	内裏御哥合 応永十四	○			○
336	哥合 明応元年ノ十月廿六日	×	書院部本外題「歌合 明応元年十月二十六日」。		○
337	石清水社哥合 元亨四年ノ二月廿四日	×			○
338	乾元哥合	×	「後」系院歌合」か		○
339	五百哥合	○	「正安元年五種歌合」か		○
340	源義政集	○	(前出)		○
341	古集句題百首 頼阿以下ノ五人ノ詠	●	左掲の外題は高松宮と書院部のみ。他本は「句題百首」「二花抄」。		○
342	近代哥 不相違	?	前出の「近代和歌」と同様か。		○

註

(1) これらの研究文献は枚挙に暇ないが、研究成果の集大成と言えるのは、和歌史研究会編『私家集大成』七巻八冊(昭四八〜五一・明治書院)、『新編国歌大観』一〇巻二〇冊(昭五八〜平四・角川書店)である。高松宮本の歌集が最善

本として、また天下の孤本のため底本に採用されているケースが少なくない。また、戦前の研究では、福井久蔵『大日本歌書綜覧』(大一一五・不二書房)和
田英松『皇室御撰之研究』(昭二八・明治書院)にも、高松宮本の歌学書・歌論

- 書を含めた歌書の解題を多く収載する。国立歴史民俗博物館蔵史料編集会編『国立歴史民俗博物館 貴重典籍叢書 文学篇』二二卷(平一一)―一四・臨川書店)に、高松宮本の貴重典籍の影印が収載された。なお、高松宮本は、昭和六二年に一六五九件が、平成二年に一二二件が文化庁から国立歴史民俗博物館に管理換されたが、それ以前は、長らく書陵部に寄託・保管されていた。
- (2) 田島公「禁裏文庫の変遷と東山御文庫の蔵書」古代・中世の古典籍・古記録研究のために―(大山喬平教授退官記念会編『日本社会の史的構造』古代・中世編(思文閣出版・平九)、田島公「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録―東山御文庫本の史料学的・目録学的研究のために―」(禁裏・公家文庫研究)第一輯(平一五・思文閣出版)が日記史料や記録目録類に網羅的な目配りを行い、現在の研究の到達点を示す。また、平林盛得「後西天皇取書の周辺」(岩倉規夫・大久保利謙編『近代文書学への展開』(昭五七・柏書房)も研究方法の上で先駆的業績である。
- (3) 熊倉功夫「朝日評伝選二六 後水尾院」(昭五七・朝日新聞社)、『寛永文化の研究』(昭六三・吉川弘文館)所収の一連の研究、平井誠二「近世公家の学問―柳原紀光の『統史愚抄』編纂について―」(大倉山夏季公開講座)一、(平四)、田中晚龍「公家の江戸参向―江戸の武家文化との一つの接点―」(竹内誠編『近世都市江戸の構造』(平九・三省堂)など。なお、これらの研究史をまとめた上で元禄期の堂上公家衆の学問や文化を総合的に論じた、松澤克行「十七世紀中後期における環境」(史境)四三三号、平一三・九、同「元禄文化と公家サロン」(高埜利彦編『日本の時代史一五 元禄の社会と文化』(平一五・吉川弘文館)もある。
- (4) 藤本孝一「御所本歌書と冷泉家御文庫」(「しくれてい」第四九号、平六・七)。
- (5) 石田実洋「冷泉家時雨亭文庫『朝儀諸次第』と高松宮家伝来禁裏本」(『書陵部紀要』第五三三号、平成一三・三)。
- (6) 小倉嘉夫「冷泉家本の書写(二)」(冷泉家時雨亭叢書 三一巻) (平一五・朝日新社)「月報」五七、同「冷泉家本の書写(三)」(冷泉家時雨亭叢書 六七巻) (平一五・朝日新聞社)「月報」五八、同「冷泉家本の書写(四)」(冷泉家時雨亭叢書 七二巻) (平一六・朝日新聞社)「月報」五九。
- (7) 諸家の「家業」については、興田吉徒録上「諸家家業記」(寛文七年(一六三〇)刊)、土橋定代編『諸家知拙拙記』付載「諸家々業大概」(貞享二年(一六八五)八月刊)等に依拠した。なお、前掲注(3)熊倉著書、山口和夫「近世の家業」(『岩波講座日本通史 一四 近世』(平七・岩波書店)、橋本政宣「江戸幕府と公家衆の家業」(『国史学』一七一号、平一二・四、後に「近世公家社会の研究」(平一四・吉川弘文館)に再録)等参照。
- (8) 「中院通茂日記」所引箇所中、「無外題」とある三本(「歌はたゞ」)(「後鳥羽院崩御悼哥、不知作者」(近代)風体、阿仏抄)、「不知」(御右筆)の内、「(後鳥羽院崩御悼哥、不知作者」(近代)風体、阿仏抄)は、前掲の記念大東急文庫本「禁裡御蔵書目録」に見え、冷泉家時雨亭文庫蔵「御製哥少々」(外題「御製哥少々 土御門院歎」秘々 京極黄門被注送鎌倉右府之二帖)―阿仏禪尼口伝)「室町中期写」の親本と思われる。なお、「表一」「義孝集」(一)と「範水朝臣集」(二)は、書陵部御所本の原本に当たったところ、恐らく承空本(鎌倉時代の浄土宗西山派の承空が永仁二年(一二九四)から嘉元元年(一三〇三)にかけて書写した片仮名書きの歌書)の写しと思われる。ただ、「承空本私家集」中は未刊で確定はできない。
- (9) 本文に冷泉家時雨亭文庫本と異同が少ないのは、「大嘗会和歌悠記主基詠歌」(五〇二―一五)とされる(冷泉家時雨亭叢書三五巻『大嘗会和歌』(平一三・朝日新聞社)解題(三村晃功執筆))。
- (10) 書陵部(五〇一―一三九)本の親本の鎌倉初期写の「山家心中集」は、宮本長則氏の所蔵とされ、『複製日本古典文学館 山家心中集』(昭四六・日本古典文学刊行会)に複製(解題・久保田淳執筆)が存する。
- (11) 「大東急記念文庫 善本叢刊 第十巻 書目」(昭五二・汲古書院)に拠った。なお、福田秀一「大東急記念文庫蔵『禁裡御蔵書目録』について」(かがみ)六号、昭三六)、山崎誠「禁裡御蔵書目録考稿(二)」(四)『国文学研究資料館文献資料部調査研究報告』九・一〇・一一・一七号、昭六三・三、平一・三、平三・三、平九・三)を参照した。
- (12) 石田実洋「『明月記』延宝奥書本をめぐって―一条兼輝・靈元院の『明月記』書写と二条良基「日次記」―」(『日本歴史』六四七号、平一三・三)。
- (13) 前掲(4)藤本論文に引用されている陽明文庫蔵『輔親集』奥書により、貞享二年六月二五日に近衛家熙が勅定のついでに自分用に臨写したことが判明し、六月にも冷泉家本の書写は続いていたこと、近衛家熙が参加したことも知られる。なお、該書は「陽明叢書 国書篇第五輯」(昭五一・思文閣出版)に翻刻も備わる。
- (14) 笠間影印叢刊『四條宮下野集』解題(橋本不美男・犬養廉執筆) (昭四五・笠間書院)、本田慧子「近世の禁裏小番について」(『書陵部紀要』第四一四号、平元・三)、前掲(4)藤本論文。
- (15) 三村晃功「『新類題和歌集』の成立―公事部の視点から―」(『光華日本文学』第二号、平六・七)、『新類題和歌集』の成立―夏部の視点から―(『光華日本文学』第二号、平一一・八)、日下幸男「『類題』『新類題』の成立とその撰集資料」(大取一馬編『中古中世和歌文学論叢』(平一〇・思文閣出版))。なお、稿

(国立歴史民俗博物館非常勤研究員)
二〇〇四年三月二十九日受理、二〇〇四年七月二日審査終了

者も拙稿「国立歴史民俗博物館蔵高松宮家伝来禁裏本『七夕廿首和歌』について」(付) 田中穰氏旧蔵「点歌 元亨三年」紹介」(『研究と資料』第五〇輯、平一五・一二)において、鎌倉末期成立の『七夕廿首和歌』(日六〇〇一六一四一～四二)が高松宮本『歌書目録』の「追加」に書名が見えることを基点に、『新類題和歌集』編纂の一面に触れた。

(16) 前掲注(15) 日下論文。

(17) 伊地知鐵男・橋本不美男「桂宮本叢書」の呼称について(宮内庁書陵部編『桂宮本叢書』第二〇巻(昭三五・養徳社)等。

(18) 福田秀一「大東急記念文庫蔵『禁裡御蔵書目録』について」(『かがみ』六号、昭三六・八)、同「宮内庁書陵部及び東山御文庫の『歌書目録』について」(『二二』(『ぐんじょ』一七号、一八号、昭三七・六、七)。

(19) 書陵部御所本の私家集や歌合に付される藍色の不審紙については、佐々木孝浩「中世歌合諸本の研究」(一)―正治二年十月一日仙洞当座歌合について・附校本(『斯道文庫論集』三三、平一〇・二)、佐々木孝浩「写本と版本の間―新類題和歌集』三十冊本をめぐって」(二〇〇一―二〇〇二年度科学研究費補助金(A)「東アジア出版文化の研究」研究計画研果報告書『和漢の辞書・類書の書誌的研究』(平一四)に指摘があり、(15)掲出の拙稿でも問題点とした。

(20) 井上宗雄監修・公宴統歌研究会(三村見功代表)編『公宴統歌 本文編』(平一・和泉書院)。その後、伊藤敬「『公宴統歌』―十五・十六世紀宮廷和歌史稿―小番書・三条家・月次歌会のことども」(『和歌文学研究』八三号、平一三・三)が公表された。

(21) 前掲注(2) 田島公「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録―東山御文庫本の史料学的・目録学的研究のために―」。

(22) 前掲注(4) 藤本論文。なお、『統史愚抄』編者の柳原紀光が典拠としたのは、書陵部蔵『資方朝臣記』(安永八年(一八六二)・土橋忠種写)三冊(柳一一一―一八)と思われるが、本文に異同はない。

(23) 所功「『禮儀類典』の成立と両本の概要」(『宮廷儀式書成立史の再検討』(平一三・国書刊行会)。

付記

本稿は、国立歴史民俗博物館共同研究(基盤研究(2)B)「高松宮家伝来禁裏本」の基礎研究」(代表 吉岡眞之教授)の研究成果の一部である。

On the Transcription Activities of Books on Japanese Poetry in Reigen Imperial Palace

SAKAI Shigeyuki

This paper examines the history of transcription of books on poetry and the history of poetry collections in the Reigen imperial palace from the Jokyo period (1684–88) through the Shotoku and Kyoho periods (1711–1736) based on the records of court nobles and catalogs of poetry books. It also investigates reasons for the transcription of books on poetry at Reigen palace and describes what took place. Essentially, because books on poetry held at Reigen palace that were supposed to have been transferred to Emperor Higashiyama's palace library stayed at Reigen palace, the collection of books swelled in size. In addition, the project of compiling the "Shinruidai Wakashu" ("New Collection of Poems on Various Themes") planned from around the end of the Hoei period (1704–1711) to early in the Shotoku period (1711–1716) necessarily enlivened activities on the collection and transcription of poetry books held at Reigen palace. The transcription of individual poetry books and the removal of some sections and the correction of texts for the "Shinruidai Wakashu" that the Reigen palace promoted and for which it collected books took place from around April–May 1685 through to the end of the Kyoho period. Court nobles involved in these activities primarily belonged to the Reizei, Fujitani, Asukai, Sanjonishi and Nakanoin families, which were families of poets, and the Shimizudani and Jimyoin families, which were families of calligraphic artists. In addition to court nobles belonging to these families, members from the Oshikoji, Kuwabara, Kuze, Mushanokoji and Karasumaru families also took part in these transcription activities. It is believed that an office was created for the transcription of books held in the Reigen palace collection and for the compilation of the "Shinruidai Wakashu." Namely, regular court nobles not only worked on transcription but also reported for duties involving the compilation of the "Shinruidai Wakashu" and went searching for selections of poems. We may presume that many of the books on poetry handed over and lent for compiling these transcriptions came from the Reizei family. However, from records of court nobles from that time we learn that as time passed there was an increasing amount of interest in books owned by the Nakanoin, Hino and Karasumaru families, and that these too were handed over and transcribed. These persons from families of poets who owned poetry books mixed with court nobles from other professions as part of their palace duties. Consequently, their duties extended beyond writing poetry and records, so that at times they were involved with the transcription of books on

poetry from other families.